

IV. 健康推進

市民の健康寿命を延伸するため、健康増進法や母子保健法に基づき、健康保健事業や医療費助成等の事業を実施している。

1. 健康のびのびプロジェクト事業

事業名 健康のびのびプロジェクト事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成 27 年度		
6 年度予算	7,461千円	前年度決算	8,227千円
補助率	—	根拠法令等	健康増進法

※平成26年度まで、健康くるめ21事業として実施。

○「第3期健康くるめ21」計画の推進

目的 「第3期健康くるめ21」計画の基本的な取組の方向性である「個人の行動と健康状態の改善」及び「社会環境の質の向上」にかかる各取組を効果的に推進し、計画の基本目標である「健康寿命の延伸」を図るため、身体活動・運動の推進や健診の受診率向上など一次予防に重点を置いた取組を一体的に進め、市民の健康づくり活動を支援するもの。

「第3期健康くるめ21」計画基本目標・達成目標・評価指標一覧表

基本目標	健康寿命の延伸		
現状値 (令和2年度)		健康寿命	平均寿命
	男性	79.30歳	80.67歳
	女性	83.52歳	86.65歳
達成目標	健康寿命の延びが平均寿命の延びを上回ること		

※健康寿命と平均寿命は、令和2年国勢調査、令和2年度久留米市介護保険事業報告、平成27年市区町村別生命表の各データを用いて、国の「健康寿命の算定方法の指針」の中で指定された計算方法による値

評価指標

基本的な取組の方向性 1：個人の行動と健康状態の改善

(1) 生活習慣の改善

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値	
① 栄養・食生活	適正体重を維持している者の増加	BMI18.5以上25未満(65歳以上はBMI20を超え25未満)の者の割合	61.7% (令和4年度)	65.0% (令和16年度)	
		20歳～60歳代男性の肥満者の割合	30.4%	減少	
		40歳～60歳代女性の肥満者の割合	20.4%	減少	
		20歳～30歳代女性のやせの者の割合	14.9%	減少	
		低栄養リスク該当の高齢者の割合	21.0%	減少	
	[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査				
児童・生徒における肥満傾向児の減少	児童における肥満傾向児の割合(小学5年生)	男子16.5% 女子10.9% (令和4年度)	減少 (令和15年度)		
		[出典] 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(小学5年生)			
	バランスの良い食事を摂っている者の増加	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合 [出典] 市政モニターアンケート調査	50.5% (令和4年度)	60.0% (令和15年度)	
② 身体活動・運動	日常生活における歩数の増加	1日の歩数の平均値(20歳～64歳)	7,724歩 (令和4年度)	8,000歩 (令和16年度)	
		1日の歩数の平均値(65歳以上)	5,333歩 (令和4年度)	6,000歩 (令和16年度)	
		[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査			
		運動習慣者の増加	1日30分以上の運動を週2回以上実施している者の割合 20歳～64歳 男性 20歳～64歳 女性 65歳以上 男性 65歳以上 女性 [出典] 久留米市健康に関するアンケート調査	37.0% (令和4年度) 33.3% 28.1% 50.9% 53.4%	47.0% (令和16年度) 42.0% 42.0% 60.0% 60.0%
	運動やスポーツを習慣的に行っていない子どもの減少	1週間の総運動時間(体育授業を除く。)が60分未満の児童の割合(小学5年生)	男子10.1% 女子18.2% (令和4年度)	減少 (令和15年度)	
		[出典] 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(小学5年生)			
	③ 休養・睡眠	睡眠で休養がとれている者の増加	睡眠で休養がとれている者の割合	78.5% (令和4年度)	85.0% (令和16年度)
			20歳～59歳	76.7%	80.0%
		[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査			
		睡眠時間が十分に確保できている者の増加	睡眠時間が6～9時間(60歳以上は、6～8時間)の者の割合 [出典] 久留米市健康に関するアンケート調査	78.4% (令和4年度)	80.0% (令和16年度)
④ 飲酒	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少	1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の割合 [出典] 久留米市健康に関するアンケート調査	11.4% (令和4年度)	10.0% (令和16年度)	
		[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査			
	妊娠中の飲酒をなくす	妊娠中の飲酒者の割合 [出典] 4か月児健診健やか親子アンケート調査	0.7% (令和4年度)	0% (令和15年度)	
⑤ 喫煙	喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)	20歳以上の者の喫煙率 [出典] 久留米市健康に関するアンケート調査	14.3% (令和4年度)	9.0% (令和16年度)	
		[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査			
	20歳未満の者の喫煙をなくす	10代からの喫煙習慣がある者の割合 [出典] 久留米市健康に関するアンケート調査	27.7% (令和4年度)	0% (令和16年度)	
		[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査			
	妊娠中の喫煙をなくす	妊婦の喫煙率 [出典] 4か月児健診健やか親子アンケート調査	2.7% (令和4年度)	0% (令和15年度)	
		[出典] 4か月児健診健やか親子アンケート調査			

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
⑥歯・口腔の健康	歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	59.4% (令和4年度)	65.0% (令和16年度)
		[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査		
	むし歯を有する乳幼児の減少	3歳児でむし歯のない者の割合	85.8% (令和4年度)	90.0% (令和15年度)
		[出典] 3歳児歯科健診実施状況		
	むし歯を有する児童生徒の減少	12歳児のむし歯の平均本数	男子0.7本 女子0.9本 (令和4年度)	男子0.5本未満 女子0.7本未満 (令和15年度)
		[出典] 学校保健統計調査		
	妊娠中の歯・口腔の健康を保つ	妊婦歯科健診の受診率	41.4% (令和4年度)	45.0% (令和15年度)
		[出典] 妊婦歯科健診実施状況		
歯の喪失の防止(40歳以上)	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	3.4% (令和4年度)	2.5% (令和15年度)	
	[出典] 8020歯並び一検診実施状況			
より多くの自分の歯を有する高齢者の割合	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	55.2% (令和4年度)	60.0% (令和16年度)	
	[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査			

(2) 生活習慣病の発症予防・重症化予防

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
①糖尿病	糖尿病の合併症(糖尿病腎症)の減少	糖尿病腎症の年間新規透析導入患者数	54人 (令和3年度)	減少 (令和15年度)
		[出典] 更生医療意見書		
	治療継続者の増加	治療継続者の割合(HbA1c6.5以上の者のうち治療中と回答した者の割合)	64.3% (令和3年度)	69.0% (令和15年度)
		[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告		
	血糖コントロール不良者の減少	HbA1c8.0以上の者の割合	1.27% (令和3年度)	減少 (令和15年度)
		[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告		
	糖尿病有病者の増加の抑制	糖尿病有病者(糖尿病が強く疑われる者)(HbA1cがNGSP値6.5以上の者の割合)	9.7% (令和3年度)	8.7% (令和15年度)
		[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告		
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	33.0% (令和3年度)	25.0% (令和15年度)	
	[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告			
特定健康診査の実施率の向上	特定健康診査受診率	37.3% (令和3年度)	60.0% (令和11年度)	
	[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告			
特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導実施率	19.0% (令和3年度)	60.0% (令和11年度)	
	[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告			
②循環器病	脳血管疾患・心疾患の年齢調整死亡率の減少	脳血管疾患・心疾患の年齢調整死亡率(人口10万人当たり)	【脳血管疾患】 男性90.7 女性55.3 【心疾患】 男性137.8 女性91.9 (令和3年度)	減少 (令和15年度)
		[出典] 人口動態調査		
	高血圧の改善	血圧140/90以上の者の割合(40歳以上、内服加療中の者を含む)	22.2% (令和3年度)	20.0% (令和15年度)
[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告				
脂質(LDLコレステロール)高値の者の減少	LDLコレステロール160mg/dl以上の者の割合(40歳以上、内服加療中の者を含む)	男性9.5% 女性15.4% (令和3年度)	男性7.0% 女性11.0% (令和15年度)	
	[出典] 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告			

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
③がん	がんの年齢調整死亡率の減少	がんの年齢調整死亡率（人口10万人当たり） ※全がん	74.2 （令和4年度）	減少 （令和15年度）
		[出典] 人口動態調査		
	がん検診の受診率の向上	がん検診の受診率	全体11.6% 国保17.6% （令和4年度）	30.0% （R15年度）
		胃がん	全体5.0% 国保9.4%	10.0%
		大腸がん	全体7.2% 国保17.7%	30.0%
		肺がん	全体8.0% 国保21.5%	30.0%
		乳がん	全体17.2% 国保17.8%	40.0%
		子宮頸がん	全体20.4% 国保21.7%	40.0%
	[出典] 地域保健・健康増進事業報告			

(3) 生活機能の維持・向上

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
①身体の健康	ロコモティブシンドロームの減少	関節症などの病気を治療中・後遺症がある高齢者の割合	16.3% （令和4年度）	減少 （令和16年度）
		[出典] 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		
	骨粗しょう症検診受診率の向上	骨粗しょう症検診受診率	11.4% （令和4年度）	15.0% （令和15年度）
[出典] 地域保健・健康増進事業報告				
②こころの健康	心理的苦痛を感じている者の減少	ここ1か月間で不安や悩み、ストレスを抱えたことがある者の割合	65.9% （令和4年度）	50.0% （令和15年度）
		[出典] 市民意識調査		
	ストレス解消法を持っている者の増加	ストレス解消法を持っている者の割合	52.1% （令和4年度）	70.0% （令和16年度）
		20歳～60歳代	54.9%	70.0%
[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査				

基本的な取組の方向性2：社会環境の質の向上

(1) 社会とのつながりの維持向上及びメンタルヘルスの環境整備

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
①社会参加しやすい環境の整備	市民活動に参加している者の増加	いずれかの市民活動を行っている者の割合	22.9% (令和4年度)	40.0% (令和15年度)
		[出典] 市民意識調査		
②メンタルヘル스에課題を抱えている人を支援する環境の整備	メンタルヘルス対策セミナー参加者の増加	メンタルヘルス対策セミナー参加者数	150人 (令和4年度)	250人 (令和15年度)
		[出典] メンタルヘルス対策セミナー実施状況		
	こころの健康に関する正しい知識を持つ市民の増加	こころの健康づくり講演会参加者数	163人 (令和4年度)	200人 (令和15年度)
		[出典] こころの健康づくり講演会実施状況		

(2) 健康づくりのための環境の整備

取組項目	目標	評価指標	現状値	目標値
①個人の食生活・運動を支える環境の整備	くるめ健康のびのびポイント事業参加者数の増加	健康管理アプリダウンロード数	3,149件 (令和4年度)	30,000件 (令和15年度)
		20歳～64歳健康管理アプリダウンロード数	未集計 (令和5年度)	21,000件 (令和15年度)
		[出典] くるめ健康のびのびポイント事業実施状況		
②職域と連携した健康づくりの環境の整備	健康経営を推進する市内企業数の増加	健康経営優良法人登録者数	26社 (令和4年度)	50社 (令和15年度)
		[出典] 健康経営優良法人認定一覧(経済産業省公表)		
③地域保健活動を通じた身近な健康づくり環境の整備	保健師や管理栄養士等の地域での活動の強化	健康や病気に関する相談相手として保健師や管理栄養士を挙げる市民の割合の増加	3.5% (令和4年度)	10.0% (令和16年度)
		[出典] 久留米市健康に関するアンケート調査		

○「第3期健康くるめ21」計画に基づく具体的な取組内容

(1) くるめ健康のびのびポイント事業

ウォーキングや各種健診等の受診、日々の生活習慣改善活動などにインセンティブを付与し、市民の健康づくり活動を支援する「くるめ健康のびのびポイント事業」を実施。

年度	R3	R4	R5
参加者数 (アプリダウンロード件数)	1,591	3,149	7,013

※令和3年度から久留米市国民健康保険被保険者を対象に事業開始。令和5年度からは全市民(18歳以上)を対象を拡大して実施。

(2) ラジオ体操推進事業

「身体活動・運動」を推進するため、久留米市早朝NHKラジオ体操会などの協力により、全市民を対象とした「ラジオ体操の集い」を実施。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
参加者数(人)	4月: 900	—	—	集い(10月) : 300	集い(10月) : 300
	10月: 1,400	—	—	校区イベント : 2318	校区イベント : 2,075

※令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により中止。

※令和4年度以降、実施回数を年1回に改めて実施。また「ラジオ体操の集い」開催から約1か月間をラジオ体操推進期間とし、校区でのラジオ体操イベントの取組を実施。

(3) 健診等受診率向上対策

市民が健診等を受診しやすい環境を整備し、受診率向上を図るため、久留米市が実施する「集団けんしん」に予約制を導入し、コールセンターによる電話予約と24時間予約受付が可能なインターネット予約を行う。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
電話予約	4,589件	3,027件	3,398件	3,070件	2,922件
WEB予約	1,856件	1,354件	2,667件	3,068件	2,984件
計	6,445件	4,381件	6,065件	6,138件	5,906件

2. 健康ウォーキング事業

事業名 健康ウォーキング事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	校区ウォーキング事業：平成11年度 医師と歩こう健康ウォーク事業：平成10年度		
6年度予算	2,300千円	前年度決算	2,244千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

(1) 校区等ウォーキング事業補助

目的 各校区コミュニティ組織が実施するウォーキング事業について、必要な経費を補助することにより、市民の自主的な健康づくりを推進することを目的とする。

事業内容

①事業実施補助金（初年度のみ）

補助金額 : 1校区当り400,000円/年

補助対象経費：次に掲げる活動に直接必要な経費を補助の対象とする。平成23年度から補助対象団体を、校区コミュニティ組織に一本化。なお、行政区として事業継続補助金を受けている場合、校区へ移行するまでの経過措置として、2年間補助を継続（平成24年度まで）。補助対象は以下の事業に直接的にかかわる経費

- ア. ウォーキングマップの作成
- イ. ウォーキング大会など、ウォーキングに関するイベント
- ウ. ウォーキングに関する講座、講演会などの学習活動
- エ. その他市長が必要と認めた活動

②事業継続補助金

補助金額 : 1校区当り50,000円/年

補助対象経費：補助対象は以下の事業に直接的にかかわる経費

- ア. ウォーキングマップの作成
- イ. ウォーキング大会など、ウォーキングに関するイベント
- ウ. ウォーキングに関する講座、講演会などの学習活動
- エ. その他市長が必要と認めた活動

○補助金交付状況

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施補助金（400千円）	—	—	—	—	—
継続補助金（50千円）	46校区	—	44校区	44校区	45校区

※実施補助金：平成27年度よりなし

※継続補助金：旧久留米27校区・田主丸7校区・城島5校区・北野4校区・三潆3校区

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により中止

③ウォーキング事業各種補助金

健康づくりを目的に、各種団体が実施するウォーキング事業に対し助成することにより、地域の健康づくりを推進する。

○「久留米市田主丸かつぱウォーク事業」

(単位：千円・人)

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2
補助額	250	250	250	250	—
参加者数	308	406	295	235	—

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により中止

※令和3年度以降：事業廃止（令和3年8月実行委員会解散）

○「久留米市城島鬼面ウォーキング事業」

（単位：千円・人）

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2
補助額	250	250	250	250	250
参加者数	316	362	397	344	—

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響によりウォーキング大会は中止したが、「ウォーキングマップ保存版」等を作成した。

※令和3年度以降：事業廃止（令和3年3月実行委員会解散）

(2) 「医師と歩こう健康ウォーキング大会」事業補助

（平成25年度から主催者である県医師会が、開催場所を県内の持ち回り制とした）

目的 久留米市民の健康の保持、増進を目指して、「医師と歩こう健康ウォーク」を実施している久留米医師会を中心とする実行委員会に対し、運営費の一部を補助し、市民の健康保持を図ることを目的とする。

（実績）平成25年度から令和5年度まで市での開催実績なし

3. 健康推進ボランティア団体支援事業

事業名 健康推進ボランティア団体支援事業（担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成8・9年度		
6年度予算	2,140千円	前年度決算	1,435千円
補助率	2/3（一部のみ対象）	根拠法令等	市要綱

(1) 久留米市食生活改善推進員協議会補助金

目的・内容 久留米市民の健康の保持・増進に資するため、食生活改善事業を実施している「久留米市食生活改善推進員協議会」に対し、運営費の一部を補助することで、当該団体の活動の促進と育成を図る。

（単位：千円・人）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
補助額	1,500	500	500	750	900
会員数 （年度当初）	329	316	284	257	244

(2) くるめすこやか推進会補助金

目的・内容 久留米市民の健康の保持・増進に資するため、様々な活動を行っている「くるめすこやか推進会」に対し、運営費の一部を補助することで、当該団体の活動の促進と育成を図る。

（単位：千円・人）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
補助額	200	0	100	147	200
会員数 （年度当初）	90	85	83	84	37

(3) 食生活改善推進員養成教室

地域において食生活の改善を通じた健康づくりを推進するボランティアリーダーである食生活改善推進員を養成する。

(内容) 食生活改善や健康づくり等のための知識、技術習得のための講義・実習等を実施。

対象者 主に小学校区を単位とした活動の趣旨に賛同し、自ら推進員となってボランティア活動を実践する市民

年度	R1	R2	R3	R4	R5
修了者数(人)	26	—	7	15	21

※各年度、場所を変更しながら2会場で実施

※新型コロナウイルスの影響により令和2年度は中止、令和3年度は縮小して実施

(4) すこやか推進員養成教室

地域における運動を通じた健康づくりを推進するボランティアであるすこやか推進員を養成する。

(内容) 地域における運動を通じた健康づくり上の問題点やニーズに対応し活動を展開していく上で必要な知識技術習得のための講義、実習等

対象者 自ら推進員となって運動の普及に関するボランティア活動を実践する市民

年度	R1	R2	R3	R4	R5
修了者数(人)	7	—	—	15	4

※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により中止

(5) 健康づくりボランティア団体フォロー教室

食生活改善推進員の継続的な資質向上のために、フォロー教室を行い、地域の健康づくりを積極的に推進していく。

(内容) 生活習慣病予防の問題点やニーズに対応した活動を展開していく上で必要な知識技術習得のための講義、実習等

対象者 食生活改善推進員協議会会員

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
回数	6	—	1	10	7
参加者数(延人数)	219	—	34	161	192

※新型コロナウイルスの影響により令和2年度は中止、令和3年度は縮小して実施

すこやか推進員の継続的な資質向上のために、フォロー教室を行い、地域の健康づくりを積極的に推進していく。

(内容) 地域における運動を通じた健康づくり上の問題点やニーズに対応した活動を展開していく上で必要な知識技術習得のための講義、実習等

対象者 すこやか推進員会員

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
回数	5	—	—	4	5
参加者数(延人数)	85	—	—	56	70

※平成30年度まで、養成教室の一部のカリキュラムにおいてフォロー教室を兼ねた形として実施。

※令和2年度、3年度は、新型コロナウイルスの影響により中止

4. 結核検診事業

事業名 結核検診事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成6年度		
6年度予算	—	前年度決算	—
補助率	—	根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※令和2年度から結核単独の検診を廃止し、肺がん検診と統合し、肺がん・結核検診として実施。

6. 健康増進事業(4)健康診査・がん検診⑥肺がん・結核検診を参照

目的 結核の早期発見、早期治療を行い結核の蔓延を防ぐ。

○集団検診実施状況(結核検診)

(単位:人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
受診者	1,242	—	—	—	—
要精密者	96	—	—	—	—
結核	0	—	—	—	—

○個別検診実施状況(肺がん検診 ※結核検診を兼ねる)

(単位:人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
受診者	20,793	—	—	—	—
結核	0	—	—	—	—

5. 特定健康診査・特定保健指導

事業名 特定健康診査等事業 (担当課 保健所 健康推進課、地域保健課)

事業開始年度	平成20年度		
6年度予算	251,995千円	前年度決算	196,899千円
補助率	国1/3、県1/3	根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律

目的 生活習慣病の要因であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査・保健指導を行うことにより、生活習慣病発症を予防する。

事業内容

(1) 特定健康診査

対象 40歳以上74歳までの国民健康保険被保険者

方法 (個別方式) 久留米市が契約した医療機関に委託して実施
(集団方式) 久留米市が契約した事業者に委託して実施

○特定健康診査受診率の推移

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
R1	43,775	17,388	39.7
R2	43,575	15,755	36.2
R3	42,500	15,846	37.3
R4	40,608	15,401	37.9
R5	39,178	14,599	37.3

※令和元年度から令和4年度は、法定報告に基づく受診者数及び受診率

※令和5年度は、令和6年7月末の速報値

(2) 特定保健指導

対 象 特定健康診査の結果により生活習慣病発症の危険性が高く、生活習慣の改善による病気の予防効果が期待できる方。

方 法 生活習慣病発症の危険性が中程度の方 → 動機付け支援
生活習慣病発症の危険性が高い方 → 積極的支援
※いずれも久留米市が契約した機関に委託して実施する。

○特定保健指導実施率の推移

年度	対象者数(人)	利用者数(人)	実施率(%)
R1	2,175	421	19.4
R2	1,821	309	17.0
R3	1,865	354	19.0
R4	1,760	356	20.2
R5	1,604	319	19.9

※令和元年度から令和4年度は、法定報告に基づく受診者数及び受診率

※令和5年度は、令和6年7月末の速報値

(3) 早期介入保健指導事業

対 象 40歳から59歳までの国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査の結果において、下記の①～③の要件全てに該当する方
①特定保健指導の対象者に該当しないこと
②糖尿病、高血圧症、脂質異常症のいずれとも未治療の状況にあること
③血糖判定レベルが境界型糖尿病域または正常高値血糖域にあること

個人負担金 75g経ロブドウ糖負荷試験費用 1,000円

方 法 対象者に電話連絡を行い、健診後の生活習慣等について確認する。75g経ロブドウ糖負荷試験の受診者には、面接を原則とした検査結果説明及び保健指導を行う。

○実施状況

(単位：人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
対象者数	208	101	163	246	254
糖負荷試験実施者数	7	7	11	17	33
保健指導実施者数	5	7	10	17	33

※令和元年度より直営実施していたが、令和5年度より委託実施。

(4) 重症化予防支援事業

①未治療者対策

対 象 特定健診受診者のうち、要医療域にもかかわらず、健診受診後の医療受診が確認できない方。【対象基準：CKD（慢性腎臓病）、糖尿病、高血圧・脂質異常症など】
 ※平成30年度より保険者努力者支援制度の内容等を踏まえ、対象基準を随時見直し。

方 法 対象者全員に対し、文書・電話・面談等による受診勧奨を行う。また、CKD該当者に対しては、尿蛋白定量検査を案内し、受験者に対しては、検査結果の説明、必要に応じて保健指導を実施する。

○実施状況 (単位：人)

年度 \ 区分	R1	R2	R3	R4	R5
対象者数	605	778	431	1,235	1,045

※対象者数は各年度7月末時点。令和4年度より事業拡大し（eGFR45未満）、対象者数増加。

②治療中断者対策

対 象 生活習慣病治療者のうちレセプト状況等から治療中断が疑われる方

方 法 文書または保健師等の電話による医療受診勧奨を行う。

○実施状況 (単位：人)

年度 \ 区分	R1	R2	R3	R4	R5
対象者数	—	110	118	99	105
件数	—	110	118	99	105

※令和2年度より糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、糖尿病治療中断者への受診勧奨を開始。令和5年度より委託実施。

6. 健康増進事業

事業名 健康増進事業（担当課 保健所 健康推進課、地域保健課）

事業開始年度	昭和58年度		
6年度予算	450,443千円	前年度決算	434,263千円
補助率	県2/3	根拠法令等	健康増進法

目 的 疾病予防等の保健事業を総合的に実施し市民の健康の保持増進を図る。

事業内容

(1) 健康手帳「私の健康手帳」の交付（健康増進法第17条第1項）

目 的 健康手帳に、健康診査の記録やその他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てる。

対 象 40歳以上の方

交付数 平成28年度：6,245件

※平成29年度から交付廃止

（厚生労働省「スマート・ライフ・プロジェクト」ホームページよりダウンロード）

(2) 健康教育（健康増進法第17条第1項）

目 的 生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、市民一人ひとりの健康の保持増進への取組を促す。

実施状況 集団方式と個別方式による健康教育を実施。

○令和5年度健康教育の実績

(単位：回・人)

事業名	事業概要	回	人数
健診（検診）啓発	各種健診（検診）の重要性を伝え、受診を促進する。	76	1,857
総合健康教育	地域や団体からの依頼に基づき講話を行う。	89	2,062
お腹まわり スッキリ相談	生活習慣病予防健康診査において生活習慣病発症の危険性が高く、生活習慣の改善による病気の予防効果が期待できる方を対象にした個別指導	—	21
合計			3,940

①健診（検診）啓発

目的 健診（検診）制度の説明、メタボリックシンドロームの正しい知識普及・予防教育により健診（検診）受診勧奨を行う。

内容 チラシ配布、健診（検診）制度説明

対象 久留米市民

(単位：回・人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
回数	110	70	45	68	76
参加者数	2,232	1,032	608	1,047	1,857

②総合健康教育

目的 生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図るため、市内の団体やグループ等からの依頼により健康教育を実施。

内容 保健師等による健康教育

対象 久留米市民及び市内の事業所等

(単位：回・人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
回数	143	85	71	86	89
参加者数	3,031	1,415	1,300	1,455	2,062

③お腹まわりスッキリ相談

目的 生活習慣病予防健康診査の結果に基づき、自分自身の生活習慣を振り返り、生活習慣病の改善を支援する。

内容 個別保健指導、電話相談

対象 35歳-39歳及び40歳-74歳の各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない方で、生活習慣病予防健康診査の結果により、生活習慣病発症の危険性が高く、生活習慣の改善による病気の予防効果が期待できる方。

(単位：人・回)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
対象者	195	—	90	136	136
面接実施	9	—	8	5	21

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止

※令和3年度は35歳-39歳の対象者のみ実施

(3) 健康相談（健康増進法第17条第1項）

目 的 心身の健康について個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。

実施状況 電話、窓口、各種健康教室の際、個別の相談に応じている。

○令和5年度健康教育の実績

(単位：回・人)

事業名	事業概要	回	人数
まちかど栄養・糖尿病予防健康相談	生活習慣病の予防対策の強化と幅広い層の市民への啓発を図る。	10	532
総合健康相談	地域における健康に関する総合的な相談	39	1,362
窓口相談			254
合計			2,148

①まちかど栄養・糖尿病予防健康相談

目 的 糖尿病の正しい知識普及と予防意識の向上を図る。

内 容 糖尿病療養指導士による血圧・血糖測定と健康相談

実施状況 10回実施、532人参加

(単位：回・人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
回 数	11	—	—	4	10
参加者数	1,124	—	—	218	532

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルスの影響により中止

②総合健康相談

目 的 地域住民のライフステージに応じたきめ細やかな保健サービスを提供するため、地域で健康に関する総合的な相談会を実施し、各地域の特性状況・健康課題を明らかにするなど、地域における保健活動の展開のための基礎的活動とする。

内 容 乳幼児から高齢者まですべてのライフステージにおける健康相談に応じる。

(単位：回・人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
回 数	130	25	38	59	39
参加者数	3,360	225	494	776	1,362

(4) 健康診査・がん検診

目的 糖尿病等生活習慣病の有病者・予備群の減少という観点から、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念に着目した健診を実施するとともに、その結果に基づいて保健指導を行うことで、生活習慣の改善を図る。また、がん疾患等を早期に発見し適切な治療へ結びつける。

※胃がん検診（胃内視鏡検査）は、令和6年3月31日まで

※8020歯っぴー検診は、令和5年5月1日～令和6年3月31日

○健康診査の概要（令和5年度）6月1日～11月30日

種別	対象	個人負担金	実施方法及び検診内容	広報
① 生活習慣病予防健康診査	35歳～39歳及び40歳以上で各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない方	医療機関：500円 集団検診：500円	・医療機関による個別検診＋集団検診 ・基本項目 問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査 ・詳細項目（医師が必要と認めた場合） 心電図検査、眼底検査、貧血検査	
② 胃がん検診（胃部X線検査）	50歳以上偶数年齢	集団検診：600円	・集団検診 ・問診・胃部X線検査（バリウム） ・読影	<ul style="list-style-type: none"> ・受診啓発のための冊子を各世帯に配布 ・ホームページに掲載 ・チラシをイベント等で配布
胃がん検診（胃内視鏡検査）		医療機関：2,000円	・医療機関による個別検診 ・問診・胃内視鏡検査（胃カメラ） ・読影	
③ 胃がんリスク検査	41歳・46歳	医療機関：500円	・医療機関による個別検診 ・問診・血液検査 (ヘリコバクターピロリ菌抗体・ペプシノゲン検査)	
④ 子宮頸がん検診	20歳以上（偶数年齢の女性のみ）＋無料クーポン券対象者（21歳）	医療機関：900円 集団検診：400円	・医療機関による個別検診＋集団検診 ・問診、視診、内診、子宮頸部細胞診	
⑤ 乳がん検診（マンモグラフィ検査）	40歳以上（偶数年齢の女性のみ）＋無料クーポン券対象者（41歳）	医療機関 マンモ1方向：700円 マンモ2方向：1,000円 集団検診 マンモ1方向：400円 マンモ2方向：700円	・医療機関による個別検診＋集団検診 ・問診 ・マンモグラフィ検査：乳房X線撮影 ※40歳代は2方向、50歳代以上は1方向 ※平成29年度よりマンモグラフィ検査のみ	
⑥ 肺がん・結核検診	40歳以上	医療機関：500円 集団検診：500円	・医療機関による個別検診 ・問診、X線直接撮影（直接） ・読影	
⑦ 大腸がん検診	40歳以上＋無料クーポン券対象者（41歳）	医療機関：700円 集団検診：500円	・医療機関による個別検診＋集団検診 ・問診、便潜血検査	
⑧ 前立腺がん検診	50歳以上（男性のみ）	医療機関：400円	・医療機関による個別検診 ・問診、血液検査（PSA検査）	
⑨ 骨粗しょう症検診	25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳（女性のみ）	医療機関 DEXA腰椎検査：800円 その他の検査：500円 集団検診 DEXAとう骨検査：300円	・医療機関による個別検診＋集団検診 ・問診、骨量測定	
⑩ 8020歯っぴー検診（歯周病検診）	40・50・60・70歳	医療機関：500円	・医療機関による個別検診 ・問診、歯周ポケット測定後CPI判定	

①生活習慣病予防健康診査（健康増進法第19条の2）

久留米市独自の取り組みとして35歳～39歳の市民の方及び40歳以上の方で各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない方を対象に、特定健康診査に準じた内容で、生活習慣病予防健康診査を実施している。

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
受診者数（人）	1,315	1,296	1,310	1,130	1,105
対象者数（人）	23,699	23,135	22,835	22,159	20,663
受診率（%）	5.5	5.6	5.7	5.1	5.3

○年齢階級別受診者数（令和5年度）

年齢	35～39歳	40～74歳	75歳以上
受診者数（人）	766	246	93

○検査結果内訳 ※単位：人（ ）内の数値は受診者に占める割合（%）

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
受診者		1,315	1,296	1,310	1,130	1,105
メタボリック シンドローム 判定状況	非該当	1,021	978	1,064	915	880
	予備群	124	133	103	96	98
		(9.4)	(10.3)	(7.9)	(8.5)	(8.9)
該当者	165	185	143	119	127	
	(12.5)	(12.8)	(10.9)	(10.5)	(11.5)	
保健指導の 内容 ※75歳以上は 全て情報提供	情報提供	1,149	1,129	1,154	990	964
		(87.4)	(87.1)	(88.1)	(87.6)	(87.2)
	動機付け 支援	90	89	82	75	67
(6.8)		(6.9)	(6.3)	(6.6)	(6.1)	
積極的支援	76	78	74	65	74	
	(5.8)	(6.0)	(5.6)	(5.8)	(6.7)	

②胃がん検診（健康増進法第19条の2）

50歳以上偶数年齢の方を対象に、胃部エックス線検査（バリウム）と胃内視鏡検査（胃カメラ）との選択性としている。

○胃部エックス線検査受診状況

※対象者について、平成30年度までは、40歳以上の方としていた。

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）		69,836	70,838	71,145	71,829	72,341
受診者数（人）		1,184	888	998	1,071	909
受診率（％）		1.7	1.3	1.4	1.5	1.3
要精検者数（人）		119	69	58	79	60
要精検率（％）		10.1	7.8	5.8	7.4	6.6
精検受診率（％）		87.4	92.8	82.8	88.6	80.0
精検結果 （人）	異常なし	7	4	2	3	5
	がん以外の疾患	96	60	43	66	40
	がん疑い	0	0	0	0	1
	がん	1	0	3	1	1

令和5年度は令和6年7月12日現在

○胃内視鏡検査受診状況

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）		69,836	70,838	71,145	71,829	72,341
受診者数（人）		2,247	2,065	2,235	2,308	2,617
受診率（％）		3.2	2.9	3.1	3.2	3.6
要精検者数（人）		272	202	145	164	207
要精検率（％）		12.1	9.8	6.5	7.1	7.9
精検受診率（％）		96.7	97.5	95.2	98.8	99.5
精検結果 （人）	異常なし	5	8	6	3	0
	がん以外の疾患	244	177	125	151	185
	がん疑い	5	3	0	0	14
	がん	9	9	7	8	7

令和5年度は令和6年7月12日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における50歳以上の偶数年齢の数（上限なし）/該当年度受診者数×100

③胃がんリスク検査

41歳・46歳の方を対象に実施している。

※46歳については、過去に市の胃がんリスク検査を受診したことがない方が対象となる。

※対象者について、平成28年度までは、41歳、平成29・30年度は、41歳・46歳・51歳としていた。

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）		7,857	7,540	7,246	7,362	7,313
受診者数（人）		987	852	944	726	637
受診率（％）		12.5	11.3	13.0	9.9	8.7
要精検者数（人）		225	188	204	118	139
要精検率（％）		22.8	22.1	21.6	16.3	21.8
精検受診率（％）		60.9	71.8	73.5	70.3	77.0
精検結果 （人）	異常なし	16	15	11	10	10
	がん以外の疾患	119	135	71	127	116
	がん疑い	0	0	0	0	0
	がん	0	0	1	0	0

令和5年度は令和6年7月12日現在

※受診率＝該当年度受診券発送者数/該当年度受診者数×100

④子宮頸がん検診（健康増進法第19条の2）

20歳以上の偶数年齢の女性を対象に実施している。平成21年度からは、女性特有のがん検診受診促進、がんの早期発見及び健康意識の啓発のために、がん検診無料クーポン券事業を実施している。

※対象者について、令和3年度までは20歳以上の方としていた

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）		132,176	131,862	131,298	67,674	67,217
受診者数（人）		15,755	12,051	15,216	9,575	9,533
受診率（％）		11.9	9.1	11.6	14.1	14.2
要精検者数（人）		405	277	334	228	253
要精検率（％）		2.57	2.30	2.20	2.38	2.98
精検受診率（％）		87.9	89.5	93.1	89.9	89.1
精検結果 （人）	異常なし	132	90	82	49	53
	がん以外の疾患	219	156	223	155	191
	がん疑い	0	0	0	1	0
	がん	5	2	4	0	3

令和5年度は令和6年7月12日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における20歳以上の女性の偶数年齢の数（上限なし）＋該当年度無料クーポン券発送者/該当年度受診者数×100

○クーポン券使用者数 ※平成29年度より、クーポン券の対象者を21歳のみに変更

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）		1,637	1,580	1,483	1,471	1,459
受診者数（人）		123	129	162	129	129
受診率（％）		7.5	8.2	10.9	8.8	8.8

※受診率＝該当年度無料クーポン券発送者数/該当年度無料クーポン利用者数×100

⑤乳がん検診（マンモグラフィ検査）（健康増進法第19条の2）

40歳以上の偶数年齢を対象としたマンモグラフィ検査を実施している。平成21年度からは、女性特有のがん検診受診促進、がんの早期発見及び健康意識の啓発のために、がん検診無料クーポン券事業を実施している。

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）		51,805	52,080	51,987	52,092	52,044
受診者数（人）		6,165	4,745	6,321	6,637	6,762
受診率（％）		11.9	9.1	12.2	12.7	13.0
要精検者数（人）		613	398	543	478	461
要精検率（％）		9.9	8.4	8.6	7.2	6.8
精検受診率（％）		94.9	95.2	96.5	96.0	95.0
精検結果 (人)	異常なし	125	153	111	187	120
	がん以外の疾患	234	349	264	367	292
	がん疑い	0	1	1	1	1
	がん	20	21	25	27	21

令和5年度は令和6年7月12日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における40歳以上の女性の偶数年齢の数（上限なし）＋該当年度無料クーポン券発行者/該当年度受診者数×100

○クーポン券使用者数 ※平成29年度より、クーポン券の対象者を41歳のみに変更

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）		2,069	1,978	1,969	1,930	1,865
受診者数（人）		554	501	498	437	507
受診率（％）		26.8	25.3	25.3	22.6	27.2

※受診率＝該当年度無料クーポン券発行者数/該当年度無料クーポン利用者数×100

⑥肺がん・結核検診（健康増進法第19条の2、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）

40歳以上の方を対象に実施している。※令和2年度から結核検診と統合し現名称に変更。

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）		180,889	181,768	182,435	182,608	182,985
受診者数（人）		20,793	22,164	17,326	23,001	22,913
受診率（％）		11.5	12.2	9.5	12.6	12.5
要精検者数（人）		330	433	420	444	448
要精検率（％）		1.6	2.0	1.9	1.9	2.1
精検受診率（％）		90.6	89.4	92.5	91.2	93.7
精検結果 (人)	異常なし	104	137	142	126	139
	がん・結核以外の疾患	117	212	224	223	249
	がん疑い	3	10	7	12	30
	がん	15	27	19	23	21
	結核	0	1	0	0	0
	潜在性結核感染症	0	0	0	0	0

令和5年度は令和6年7月12日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における40歳以上の数（上限なし）/該当年度受診者数×100

⑦大腸がん検診（健康増進法第19条の2）

40歳以上の方を対象に実施している。平成23年度から、がん検診受診促進、がんの早期発見、及び健康意識の啓発のために、がん検診無料クーポン券事業を実施している。

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）		180,889	181,768	182,435	182,608	182,985
受診者数（人）		18,187	16,909	17,326	17,350	17,604
受診率（％）		10.1	8.9	9.5	9.5	9.6
要精検者数（人）		1,331	1,178	1,135	1,051	1,141
要精検率（％）		7.3	7.0	6.6	6.1	6.5
精検受診率（％）		78.3	79.6	80.0	79.8	85.5
精検結果 （人）	異常なし	241	209	208	141	161
	がん以外の疾患	753	693	637	650	690
	がん疑い	0	0	0	0	3
	がん	48	36	53	48	49

令和5年度は令和6年7月12日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における40歳以上の数（上限なし）/該当年度受診者数×100

○クーポン券使用者数

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）		4,123	3,922	3,801	3,815	3,715
受診者数（人）		558	573	592	473	484
受診率（％）		13.5	14.6	15.6	12.4	13.0

※受診率＝該当年度無料クーポン券発送者数/該当年度無料クーポン券利用者数×100

⑧前立腺がん検診（健康増進法第19条の2）

50歳以上の男性を対象として実施している。

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）		61,128	61,735	62,384	62,913	63,524
受診者数（人）		6,488	6,282	5,953	6,326	6,114
受診率（％）		10.6	10.2	9.5	10.1	9.6
要精検者数（人）		469	419	389	435	405
要精検率（％）		7.2	6.7	6.5	6.9	6.6
精検受診率（％）		62.0	63.2	66.8	61.8	81.2
精検結果 （人）	異常なし	77	88	66	58	67
	がん以外の疾患	152	118	140	148	174
	がん疑い	0	0	0	0	3
	がん	59	54	63	63	55

令和5年度は令和6年7月12日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における50歳以上の男性の数（上限なし）/該当年度受診者数×100

⑨骨粗しょう症検診（健康増進法第19条の2）

令和6年4月1日までに、25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳となる女性を対象に実施している。

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）	19,802	19,214	18,755	18,659	18,775
受診者数（人）	1,682	1,397	1,543	1,752	1,653
受診率（％）	8.5	7.3	8.2	9.4	8.8
要指導者数（人）	569	539	595	640	598
要指導率（％）	33.8	38.6	38.6	36.5	36.2
要精密者数（人）	443	359	376	402	405
要精検率（％）	26.3	25.7	24.4	22.9	24.5
精検受診率（％）	54.6	64.9	69.9	62.4	65.4

令和5年度は令和6年7月12日現在

※受診率＝該当年度検診基準日時点の住民基本台帳年齢別人口統計表における対象年齢の女性の数 / 該当年度受診者数 × 100

⑩8020歯っぴー検診（健康増進法第19条の2）（歯周病検診）

令和6年4月1日までに、40・50・60・70歳となる方を対象として実施している。

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
対象者数（人）	16,563	15,952	16,125	15,602	15,714
受診者数（人）	817	922	783	713	855
受診率（％）	4.9	5.7	4.9	4.6	5.4
要指導者数（人）	64	72	55	46	55
要指導率（％）	7.8	7.8	7.0	6.5	6.4
要精検・要治療者数（人）	623	724	621	525	624
要精検・要治療率（％）	76.3	78.5	79.3	73.6	73.0

※受診率＝該当年度勸奨ハガキ発送者数 / 該当年度受診者数 × 100

7. 栄養指導事業

事業名 栄養指導事業（担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
6年度予算	174千円	前年度決算	69千円
補助率	—	根拠法令等	健康増進法

目的 市民の栄養状態の改善に資するため、生活習慣病等に関する食事の相談へ対応し、さまざまな対象者に対する食事についての指導及び支援を実施している。

また、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設に対して適切な栄養管理が行われるよう指導助言を行うとともに、関係職員の資質向上のための研修を行う。

事業内容

（1）栄養相談事業

専門的な栄養相談と栄養情報提供のため、電話・来所等による栄養相談窓口を設けている。

(単位：件)

年度 \ 区分	R1	R2	R3	R4	R5
来所相談	10	12	10	3	7
電話相談	50	54	73	40	40

(2) 特定給食施設等指導

給食の栄養管理や給食担当者への研修等を行い、必要な助言及び指導を実施している。

(単位：回・人)

年度 \ 区分	R1		R2		R3		R4		R5	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
巡回指導	86		21		13		85		83	
関係職員研修	2	89	—	—	2	57	2	125	2	107
給食施設個別指導	51		57		84		37		47	

※令和2年度は、研修会関係は新型コロナウイルスの影響により中止

(3) 栄養表示に関する指導・普及

販売に供する食品に栄養表示等の表示をする方に対して適切な表示がなされるよう、また、誇大表示をしないよう相談対応や指導助言を実施している。

(単位：件)

年度 \ 区分	R1	R2	R3	R4	R5
指導件数	174	156	154	213	204

(4) 調理師免許申請の受付

(単位：人)

年度 \ 区分	R1	R2	R3	R4	R5
登録	80	73	68	80	77
書換	16	17	20	16	13
再交付	18	10	12	8	11

8. 健康増進対策事業

事業名 健康増進対策事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成 21 年度 (中核市移譲事務)		
6 年度予算	647 千円	前年度決算	544 千円
補助率	1/2	根拠法令等	健康増進法

目的 市民の健康の増進を図るため、関係団体・関係機関及び企業等との連携を密にして、地域の食生活に関する環境整備を行う。また、学校教育等と連携し、未成年への喫煙防止や禁煙週間における普及啓発の推進を図る。

事業内容

- (1) くるめ健康づくり応援店事業 (※平成26年12月までは「外食栄養成分表示店推進事業」の名称で実施) 飲食店や食料品販売店等において、健康情報の提供や栄養成分表示、ヘルシーメニュー、朝食の提供など、市民の健康づくりを支えるため食環境の整備を行っている。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
登録店数 (年度当初)	178	172	167	165	164

- (2) たばこ対策事業

①たばこと健康教室

未成年者への喫煙防止、禁煙支援、公共の場や職場等での禁煙・分煙の環境づくりを推進するため、学校・事業所等に出前講座を行っている。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
区分					
回数	2	1	0	2	2
参加者数	29	11	0	80	98

②禁煙週間等における啓発事業

ポスター・パネル展示、たばこと健康に関する掲示物による禁煙週間であることの啓発、スモーカーライザーでの呼気中一酸化炭素濃度測定と健康相談等を実施している。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
区分					
啓発会場数	7	1	1	1	1
呼吸中一酸化炭素濃度測定 (実施人数/回数)	10/1	-	-	-	-

9. 小児慢性特定疾病医療給付事業

事業名 小児慢性特定疾病医療給付事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成 20 年度 (中核市移譲事務)		
6 年度予算	80,927千円 (手数料は含まない)	前年度決算	71,714千円 (手数料は含まない)
補助率	国 1/2	根拠法令等	児童福祉法

目的 慢性疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病の治療方法に関する研究等に資する医療の給付等の事業を行う。

事業内容 慢性疾病により長期の療養を要する児童に対する医療の給付 (現物給付) を行う。健康保険による医療の給付が優先するため、本事業による給付は保険適用後の自己負担分が対象となり、保護者の所得に応じて一部自己負担金がある。(保護者が医療機関窓口で支払) また、平成27年7月1日に改正児童福祉法が施行され、令和6年6月時点で16疾患群、788疾病が医療費助成の対象である。

医療費助成の推移

(単位：人・円)

区分 度	年	R1	R2	R3	R4	R5
悪性新生物	受給者数	39	42	39	43	42
	医療費	11,458,785	16,335,100	24,763,114	10,713,696	8,985,860
	食事療養費	390,650	676,680	642,260	503,535	347,905
慢性腎疾患	受給者数	9	11	6	9	8
	医療費	1,778,991	939,099	1,751,899	1,557,235	1,620,010
	食事療養費	35,000	5,850	39,210	14,040	23,120
慢性呼吸器疾患	受給者数	5	6	6	5	6
	医療費	3,768,524	4,838,313	4,612,434	4,465,726	4,297,365
	食事療養費	7,150	5,070	3,380	7,150	7,800
慢性心疾患	受給者数	27	26	22	24	21
	医療費	4,374,097	6,637,165	7,023,107	8,703,691	6,197,425
	食事療養費	92,830	116,930	37,945	123,890	31,750
内分泌疾患	受給者数	75	70	54	45	47
	医療費	11,352,603	9,319,829	10,697,412	7,543,563	6,043,146
	食事療養費	18,720	25,340	27,350	18,500	8,450
膠原病	受給者数	5	6	5	8	10
	医療費	2,198,107	1,841,797	2,107,352	1,495,970	2,143,299
	食事療養費	13,000	31,850	0	0	0
糖尿病	受給者数	26	27	28	28	27
	医療費	2,535,453	3,308,378	2,879,592	2,889,324	3,519,610
	食事療養費	31,700	18,460	9,620	13,130	33,800
先天性代謝異常	受給者数	5	4	6	3	5
	医療費	2,162,667	1,264,395	2,017,874	2,403,380	2,261,126
	食事療養費	7,670	10,010	0	520	3,900
血液疾患	受給者数	15	14	13	9	9
	医療費	3,535,748	3,980,382	3,620,349	1,379,276	2,182,029
	食事療養費	23,010	28,340	17,940	1,170	0
免疫疾患	受給者数	1	2	2	4	4
	医療費	65,630	307,182	216,921	169,319	1,204,194
	食事療養費	1,430	33,410	8,060	0	80,600
神経・筋疾患	受給者数	22	28	30	32	33
	医療費	7,164,464	7,181,495	9,851,635	12,838,021	18,710,131
	食事療養費	50,520	42,120	102,050	53,100	66,900
慢性消化器疾患	受給者数	16	19	20	25	26
	医療費	2,595,542	3,528,866	6,497,790	6,961,998	7,188,863
	食事療養費	11,830	20,150	112,840	87,880	49,660
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	受給者数	7	5	3	2	3
	医療費	1,045,080	1,561,443	1,621,681	731,090	744,618
	食事療養費	2,470	2,600	0	0	3,380
皮膚疾患	受給者数	0	0	0	0	1
	医療費	0	0	0	0	59,788
	食事療養費	0	0	0	0	5,250
骨系統疾患	受給者数	3	18	6	12	7
	医療費	3,705,602	6,640,600	6,478,902	5,611,845	5,893,568
	食事療養費	0	5,590	1,430	780	780
脈管系疾患	受給者数	1	1	1	0	1
	医療費	59,577	60,536	57,818	0	0
	食事療養費	520	910	1,170	0	0
計	受給者数	249	279	241	249	250
	医療費	57,800,870	67,744,580	84,197,880	67,464,134	71,051,032
	食事療養費	686,500	1,023,310	1,003,255	823,695	663,295

10. 小児慢性特定疾病児童等自立支援（ピアカウンセリング）事業

事業名 小児慢性特定疾病児童等自立支援（ピアカウンセリング）事業（担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市移譲事務）		
6 年度予算	427千円	前年度決算	132千円
補助率	国1/2	根拠法令等	児童福祉法

目的 小児慢性特定疾病児を養育している保護者等は、不安や悩みを抱えていることが多いため、同様の疾病を持つ子の養育者や小児医療に携わる医師、看護師等による助言・相談を行うことにより、保護者等の不安解消や児童の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

事業内容 小児慢性特定疾病児を療育する保護者に対する相談会や、患者家族相互のカウンセリングを目的とした交流会を実施する。また、平成27年1月1日に改正児童福祉法が施行され、小児慢性特定疾病児童等の自立を支援する事業が法律に位置づけられ、相談支援、小児慢性特定疾病児童等自立支援員の配置が必須事業となった。

（単位：回・人）

区分	年度	R1		R2		R3		R4		R5	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
①小児糖尿病		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②小児がん		1	2	—	—	—	—	—	—	—	—
③ターナー症候群		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
④腎疾患		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤潰瘍性大腸炎・クローン病		—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
⑥全疾病		—	—	—	—	1	0	1	3	1	1

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で未実施。令和3年度は福岡県内合同でオンライン交流会を実施したが、久留米市からの参加者は0名であった。令和4年度は対面で行った。

※令和5年度は、久留米市主催は開催なし。福岡県内合同オンライン交流会、筑後ブロックでの開催。

11. 小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業

事業名 小児慢性特定疾病児童等事業（担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 29 年度（中核市移譲事務）		
6 年度予算	144千円	前年度決算	0千円
補助率	国1/2	根拠法令等	児童福祉法

目的 在宅で人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等が、家族等の介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できる体制を整備することで、患児と家族等の介護者が安心して地域で療養生活を継続できるよう支援を行い、小児在宅医療の推進を図る。

事業内容 小児慢性特定疾病児童医療受給者証を持ち、人工呼吸器等装着者または重症患者で気管切開や常時喀痰吸引等の状態にある者を、14日間を限度として市と委託契約を締結している医療機関等で一時的に預かり、必要な療養上の管理等を行う。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
登録者数	3	1	2	3	2
利用者数	0	0	0	0	0

12. 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

事業名 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業（担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 18 年度		
6 年度予算	689千円	前年度決算	339千円
補助率	国1/2	根拠法令等	市要綱

目的 在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を支援する用具を給付することにより、在宅における生活の向上を図ることを目的とする。

事業内容 在宅の小児慢性特定疾病児童に対して、車いすや便器等、日常生活における利便性の向上を図るための用具を給付する。給付にあたっては在宅の小児慢性特定疾病児童の属する世帯の所得税額等に応じた利用者負担がある。

○実施状況

(単位：件・円)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
便器	0	0	0	0	0
特殊マット	0	0	0	0	0
特殊便器	0	0	0	0	0
特殊寝台	0	0	0	0	0
歩行支援用具	0	0	0	0	0
入浴補助用具	0	0	0	0	0
特殊尿器	0	0	0	0	0
体位変換器	0	0	0	0	0
車椅子	1	1	0	0	0
頭部保護帽	1	0	0	0	0
電気式たん吸引器	1	0	0	0	1
クールベスト	0	0	0	0	0
紫外線カットクリーム	0	0	0	0	0
ネブライザー（吸入器）	0	1	0	0	1
パルスオキシメーター	0	0	0	0	0
ストーマ装具（消化器系）	0	0	0	0	0
ストーマ装具（尿路系）	0	0	0	0	0
人工鼻	2	2	1	2	3
給付件数（件）	5	4	1	2	5
公費負担額（円）	350,558	203,505	70,825	208,425	339,060

13. 若年者の在宅ターミナルケア支援事業

事業名 若年者の在宅ターミナルケア支援事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	令和元年度		
6年度予算	270千円	前年度決算	83千円
補助率	県1/2	根拠法令等	県要綱・市要綱

目的 末期と診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

事業内容 介護保険適用年齢に至らない、若年末期がん患者の在宅療養に必要な介護サービスの利用に係る費用の一部を補助する。

○実施状況

(単位：人)

区分	年度	R3	R4	R5
訪問介護		0	0	0
訪問入浴介護		0	1	0
車いす(付属品含む)【貸与】		0	1	1
床ずれ防止用具【貸与】		0	0	1
てすり(工事を伴わないもの)【貸与】		0	0	0
歩行器【貸与】		0	0	0
移動用リフト(つり具の部分を除く。) 【貸与】		0	0	0
自動排泄処理装置(レシーバー、チューブ、タンク等を除く) 【貸与】		0	0	0
特殊寝台(付属品含む)【貸与】		1	2	2
体位変換器(起き上がり補助装置を含む)【貸与】		0	0	0
スロープ(工事を伴わないもの)【貸与】		0	0	0
歩行補助つえ【貸与】		0	0	0
認知症老人徘徊感知機器		-	0	0
腰掛便座【購入】		0	1	0
入浴補助用具【購入】		0	1	0
自動排泄処理装置の交換可能部品【購入】		0	0	0
簡易浴槽【購入】		0	0	0
移動用リフトのつり具の部分【購入】		0	0	0
給付件数(件)		1	6	4
公費負担額(円)		16,650	165,804	82,782

14. 骨髄等移植ドナー助成事業

事業名 骨髄等移植ドナー助成事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	令和4年度		
6年度予算	200千円	前年度決算	0千円
補助率	県1/2	根拠法令等	県要綱・市要綱

目的 日本骨髄バンクが実施する骨髄・抹消血管細胞提供あっせん事業において骨髄及び造血細胞の提供を行った者に対し、骨髄等移植ドナー助成金を交付することにより、骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

事業内容 骨髄等の提供のための通院、入院及び面談（骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に2万円を乗じた額を助成する。令和4年度は年休取得時は助成不可・上限7日であったが、令和5年度より事業内容を拡充し、年休取得時も助成可・上限10日とした。

○実施状況

年度	R4	R5
実績	0	0

15. アピアランスケア推進事業

事業名 アピアランスケア推進事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	令和5年度		
6年度予算	1,410千円	前年度決算	1,010千円
補助率	県1/2	根拠法令等	県要綱・市要綱

目的 がん患者及びがん経験者の、がん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

事業内容 医療用ウィッグ等や補整具等の購入に要する費用の一部をそれぞれ1回に限り助成する。

助成対象者 申請時点で久留米市民であって、がん治療中の方または経験者の方
世帯の市民税の所得割額の合計が23万5千円未満であること

助成額 医療用ウィッグ等…購入費用の半額または2万円のいずれか低い方
補整具等…購入費用の半額または1万円のいずれか低い方

対象用具 医療用ウィッグ等…医療用ウィッグ（部分用ウィッグ可）、装着用ネット、毛付き帽子
補整具等…補整パッド、補整下着、専用入浴着、弾性着衣（弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ）、エピテーゼ（補整用人工物）

○実施状況 (単位：件・円)

年度	R5
対象用具	
医療用ウィッグ	49
装着用ネット	13
毛付き帽子	4
補整パッド	2
補整下着	5
専用入浴着	0
弾性着衣	2

エピテーゼ	0
助成件数（件）	75
助成額（円）	1,010,000

16. 口腔衛生週間の推進事業

事業名 口腔衛生週間の推進事業（担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	昭和 51 年度		
6 年度予算	300千円	前年度決算	300千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 「歯の衛生週間」において、久留米歯科医師会が毎年実施している「歯の健康フェスタ」事業に補助することで、口腔衛生に対する関心を深め、市民全体の歯科衛生の向上につながる。

事業内容 ○「歯の健康フェスタ」（令和5年度）

実施主体 久留米歯科医師会

開催日 令和5年6月11日（日）

実施場所 久留米シティプラザ（六角堂広場）

内容 ポスター展表彰・パンフレット・リーフレット・チラシ配布
口腔がん検診・歯科相談・はみがき指導・フッ素塗布など

参加者 650人

○「高齢者(8020)よい歯の表彰」（令和5年度）

実施主体 久留米歯科医師会

開催日 令和5年11月3日（金・祝）

実施場所 久留米歯科医師会2階大ホール

内容 高齢者(8020)よい歯の表彰

参加者 48人

17. 障害者歯科健診助成事業

事業名 障害者歯科健診助成事業（担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 8 年度		
6 年度予算	300千円	前年度決算	300千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 久留米歯科医師会が実施する、歯のメンテナンスが滞りがちな心身障害者を対象とした訪問歯科健診に対し、事業費の一部を補助することで、歯科健診を受診できる機会を増やし、早期発見、早期治療を促す。

事業内容 ○障害者施設口腔健診事業

実施主体 久留米歯科医師会

健診場所 障害者授産施設（サングリーン・ウェルフェアマリア・栄光園）

内容 障害者に対する口腔健診・歯科衛生士による保健指導・健診結果説明など

※新型コロナウイルスの影響により2施設訪問中止

18. 特定疾患治療研究事業及び特定医療費（指定難病）給付事業

事業名 特定疾患治療研究事業及び特定医療費（指定難病）給付事業（担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市に伴う移譲事務）		
6 年度予算	—	前年度決算	—
補助率	国1/2、県1/2	根拠法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律

目的 国が定めた特定疾患治療研究事業の対象疾患及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき国が定めた指定難病に罹患している方の医療費の自己負担分を、公費で負担することにより、医療受診を促すことで、当該疾患の研究を推進することを目的としている。

事業内容 特定疾患及び指定難病に罹患している方の医療費の自己負担分を公費で負担（一部自己負担）する。

○実施状況 (単位：人・件)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
特定疾患医療受給者数(3月末現在)	2,242	2,511	2,473	2,507	2,576
新規申請件数	406	334	401	419	447
継続件数	2,014	—	2,250	2,346	2,349
返納件数(未納分を含む)	94	127	103	145	130

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当受給者証は自動更新となり継続申請はなし

19. 難病患者地域支援対策推進事業

事業名 難病患者地域支援対策推進事業（担当課 保健所 健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市に伴う移譲事務）		
6 年度予算	4,262千円	前年度決算	3,165千円
補助率	国1/2	根拠法令等	国要綱

(1) 在宅療養支援計画策定・評価事業

在宅重症難病患者のよりよい療養生活の支援をするため、在宅難病患者の支援関係者連絡会において専門医の助言を求め、必要なサービスの提供等の検討など、支援計画と評価を行う。

○実施状況

- ・久留米大学病院神経内科との事例検討会の開催 1回
- ・「難病患者の在宅療養支援に関する検討会」

※令和2、3年度は新型コロナウイルスの影響で未実施

出席団体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護福祉サービス事業者協議会（訪問看護、訪問介護、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー）、難病拠点病院、難病医療コーディネーター等

(2) 訪問相談事業

保健師が家庭訪問等を実施し、在宅重症難病患者・家族の療養支援を行う。

○実施状況 (単位：回・人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
訪問相談実施回数	21	8	2	3	10
訪問相談延人員	28	8	2	3	21

(3) 医療相談事業

指定難病継続申請時医療相談会

難病患者・家族に対して、医療介護の専門関係者による療養上の相談に応じる。

○実施状況

(単位：回・人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
医療相談実施回数	9	—	10	10	12
参加者延人員	644	—	455	916	1,118

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止

(4) 訪問診療

人工呼吸器を装着している筋萎縮性側索硬化症等重症神経難病患者に対して、適切な支援による在宅療養を継続するために、専門医等による訪問診療を実施する。

○実施状況

(単位：回)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
訪問指導（診療）実施回数	0	0	1	1	1

(5) 難病相談従事者等研修会

難病患者の支援にあたる関係者に対して、専門講師等による必要な知識や情報を提供し、スキルアップを図る。

○実施状況

開催日：令和5年11月27日（月）

内容：講演：①難病患者が利用できる制度と支援の実際

（講師：福岡県難病ネットワーク 社会福祉士 原田 幸子氏）

②難病患者が利用できる制度 ～訪問看護～

（講師：福岡県難病ネットワーク 看護師 深川 知栄氏）

③意見交換：支援で困っていること等

申込者数：34名

(6) 市民啓発

難病患者に対する理解を深めるため、一般市民に対する啓発事業を行う。

○実施状況

ホームページにて難病について周知、啓発を行う。

20. 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業

事業名 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成 20 年度 (中核市に伴う移譲事務)		
6 年度予算	—	前年度決算	—
補助率	国1/2、県1/2	根拠法令等	国要綱、県要綱

目的 在宅で人工呼吸器を使用している特定疾患患者について、在宅医療の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行うことを目的とする。

事業内容 県が、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を受ける際、その回数を超えた訪問看護料について公費で負担する。

○実施状況 (単位：人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数	5	7	7	7	5

21. 肝炎治療特別促進事業

事業名 肝炎治療特別促進事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成 20 年度 (中核市に伴う移譲事務)		
6 年度予算	—	前年度決算	—
補助率	国1/2、県1/2	根拠法令等	国要綱、県要綱

目的 インターフェロン、インターフェロンフリー (経口薬のみ) 及び核酸アナログ製剤による B 型及び C 型肝炎ウイルス除去を目的とした肝炎の早期治療の推進を図る。

事業内容 受給者証の交付申請に基づき、県が審査を行い、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及びアナログ製剤治療に係る医療費の一部を助成する。

○実施状況 (単位：人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
申請者数	332	185	294	326	330
(うちインターフェロン治療)	0	1	0	0	0
(うちアナログ製剤治療)	238	115	254	277	255
(うちインターフェロンフリー治療)	94	69	40	49	35

※アナログ製剤治療は平成22年4月から対象

※インターフェロンフリー治療は平成26年10月から対象

※申請者数には更新者を含む (但し、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から自動更新となったため、アナログ製剤治療の申請件数は例年より大幅に少ない)

22. 石綿健康被害救済給付事業

事業名 石綿健康被害救済給付事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成 20 年度 (中核市に伴う移譲事務)		
6 年度予算	—	前年度決算	—
補助率	—	根拠法令等	—

目的 石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給することにより、石綿被害に対する迅速な救済を図ることを目的とする。

事業内容 独立行政法人環境再生保全機構より委託を受け、石綿健康被害救済給付業務に関し、申請書及び請求書の受付業務及び受付に附随する相談業務等を実施する。

実施状況 ○健康相談 (単位：件)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
電話相談件数	3	1	2	3	2
来所相談件数	5	0	0	0	1

○石綿健康被害救済制度の申請事務 (単位：件)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
認定申請	3	0	2	0	1
医療費	0	0	0	0	0
療養手当	3	0	2	0	1
葬祭料	0	0	0	0	0
特別遺族弔慰金	2	0	0	0	0
特別葬祭料	2	0	0	0	0
救済給付調整金	0	0	0	0	0

23. 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

事業名 先天性血液凝固因子障害治療研究事業 (担当課 保健所 健康推進課)

事業開始年度	平成 20 年度 (中核市に伴う移譲事務)		
6 年度予算	—	前年度決算	—
補助率	国1/2、県1/2	根拠法令等	国要綱、県要綱

目的 先天性血液凝固因子障害等の患者の置かれている特別な立場に鑑み、患者の医療負担の軽減を図り、精神的身体的不安を解消することを目的とする。

事業内容 先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症を対象疾患として、その患者の医療保険等の自己負担分を治療研究事業として公費負担する。

実施状況 (単位：人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
申請者数	15	18	20	20	18

24. 久留米市生きがい健康づくり財団助成事業

事業名 久留米市生きがい健康づくり財団助成事業 (担当課 保健所 総務医薬課)

事業開始年度	平成 23 年度 (総務部から事務移管)		
5 年度予算	— (令和 5 年度より市民文化部へ事務移管)	前年度決算	73,519千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 久留米市民に対して、生きがいづくりに関する事業、健康づくりに関する事業、児童の健全育成に関する事業及び地域社会の貢献に関する事業を行うことにより、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりに寄与する。

団体の概要
 名称 公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団
 所在地 福岡県久留米市東合川五丁目 8 番 5 号
 設立年月日 昭和63年 3 月 29 日
 移行登記 平成23年 4 月 1 日
 出資団体 久留米市
 出資額 15,000千円
 出資年度 昭和62年度

事業内容

公的目的事業	<ul style="list-style-type: none"> — 生涯学習の推進及び生涯学習施設の管理運営に関する事業 — 児童の健全育成及び児童施設の運営に関する事業 — 学校施設の環境整備に関する事業 	生涯学習事業の実施 生涯学習センター (えーるピア) の管理運営 筑邦・耳納市民センター多目的棟の管理運営
		児童センターの運営及び一時預かり保育事業の実施
		小・中・高等・特別支援学校における学校校務員業務の実施
収益事業	— その他この法人の目的を達成するために必要な事業	自動販売機、コピー機、印刷機、喫茶運営の実施

25. 地域保健センター管理運営事業

事業名 地域保健センター管理運営事業 (担当課 保健所 地域保健課)

事業開始年度	平成 21 年度		
6 年度予算	162,130 千円	前年度決算	154,552 千円
補助率	—	根拠法令等	久留米市城島保健福祉センター条例、久留米市北野複合施設条例等

目的 市民の健康づくり及び保健の向上に関する施策の推進並びに市民の主体的な健康づくりを支援するために各保健センターを運営している。

(1) 城島保健福祉センター (城島げんきかん)

○施設の概要

- ・開館 平成 21 年 4 月 23 日
- ・敷地面積 3,872 m²
- ・場所 城島町檜津 739 番地 1
- ・構造 鉄筋コンクリート造 3 階建
- ・延床面積 2,996.39 m²

○主な機能

- ・1 階 歩行プール、トレーニング室等
- ・3 階 調理実習室、創作室、和室研修室等
- ・2 階 健康フロア、会議室、事務室等
- ・その他 駐車場 59 台

○施設利用時間、料金等

- ・利用時間 9 時～21 時 (火曜日から土曜日：祝日を除く)
9 時～17 時 (日曜日・祝日)
- ・休館日 月曜日 (月曜日が休日に当たるときはその翌日)、12/29～1/3
- ・料金

歩行プール	210 円/2 時間	・ 65 歳以上半額、障害者等無料 ・ 回数券 (2,100 円/11 枚) あり ・ 中学生以下の使用不可
トレーニング室	210 円/2 時間	
マッサージ機	50 円/1 回	・ 中学生以下の使用不可
ヘルストロン	50 円/1 回	
七宝焼き窯	310 円/1 回	
会議室	100 円/1 時間	100 円/1 時間
健康フロア (全体)	730 円/1 時間	730 円/1 時間
健康フロア①及び②	520 円/1 時間	520 円/1 時間
健康フロア②及び③	410 円/1 時間	410 円/1 時間
健康フロア①	310 円/1 時間	310 円/1 時間
健康フロア②	210 円/1 時間	210 円/1 時間
健康フロア③	210 円/1 時間	210 円/1 時間
調理実習室	520 円/1 時間	410 円/1 時間
和室研修室①及び②	410 円/1 時間	410 円/1 時間
和室研修室①	210 円/1 時間	210 円/1 時間
和室研修室②	210 円/1 時間	210 円/1 時間
和室研修室③	210 円/1 時間	210 円/1 時間
創作室 (全体)	410 円/1 時間	410 円/1 時間
創作室①	210 円/1 時間	210 円/1 時間
創作室②	210 円/1 時間	210 円/1 時間
交流サロン	100 円/1 時間	100 円/1 時間

○利用者数

(単位：人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
区分					
歩行プール	21,767	12,137	10,184	13,519	17,630
トレーニング室	14,389	6,173	6,197	9,000	10,881
リラックス室	8,403	4,450	3,453	5,488	6,373
和室研修室等	47,194	18,624	41,111	33,447	32,457
合計	91,753	41,384	61,065	61,454	67,341

(2) 北野保健センター（コスモすまいる北野）

○施設の概要

- ・開館 平成22年4月27日
- ・敷地面積 10,918.23 m²
- ・場所 北野町中3253番地
- ・構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ・延床面積 3,889.09 m²

○主な機能

- ・保健センター ウォーキングプール、トレーニングルーム、多目的室、研修室、調理実習室
会議室、北野交流広場 駐車場 100台
- ・併設施設 北野図書館、久留米北地域包括支援センター

○施設利用時間、料金等

- ・利用時間 9時～21時（火曜日から土曜日：祝日を除く）
10時～18時（日曜日・祝日）
- ・休館日 月曜日、12/29～1/3
- ・料金

トレーニングルーム	210円/2時間	冷暖房使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上半額、障害者等無料 ・回数券(2,100円/11枚)あり ・中学生以下の使用不可 	
ウォーキングプール	210円/2時間			
研修室	210円/1時間			210円/1時間
調理実習室	310円/1時間			210円/1時間
会議室	310円/1時間			310円/1時間
多目的ルーム	半面 210円/1時間			210円/1時間
	全面 410円/1時間			410円/1時間

○利用者数

(単位：人)

年度	R1	R2	R3	R4	R4
区分					
ウォーキングプール	21,392	12,449	12,460	17,483	20,352
トレーニングルーム	37,357	16,642	15,721	28,526	35,174
研修室等	53,000	25,634	32,061	44,292	48,806
合計	111,749	54,725	60,242	90,301	104,332

(3) 田主丸保健センター

○施設の概要

- ・開館 平成25年1月4日
- ・敷地面積 9,938.2 m²
- ・場所 田主丸町田主丸459番地11
- ・構造 鉄筋コンクリート造2階建
- ・延床面積 506.55 m²

○主な機能

- ・保健センター 多目的室、調理実習室、研修室、駐車場139台（総合支所と併用）
- ・併設施設 田主丸総合支所、久留米東第2地域包括支援センター、多目的運動室、田主丸校区コミュニティセンター

○施設利用時間、料金等

- ・利用時間 9時～22時（月曜日から日曜日）
- ・休館日 12/29～1/3
- ・料金

多目的室	半面	210円/1時間	冷暖房使用料	210円/1時間
	全面	410円/1時間		410円/1時間
調理実習室		410円/1時間		310円/1時間
研修室		210円/1時間		210円/1時間

○利用者数

(単位：人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
多目的室等	21,972	6,502	9,809	15,126	13,238

(4) 南部保健センター

○施設の概要

- ・開館 平成25年4月22日
- ・敷地面積 1,418.29 m²
- ・場所 上津1丁目13番22号
- ・構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ・延床面積 575.87 m²

○主な機能

- ・保健センター 多目的室、調理実習室、
駐車場15台（うち、軽自動車用3台、身体障害者用2台）
- ・併設施設 久留米南地域包括支援センター

○施設利用時間、料金等

- ・利用時間 9時～21時（月曜日から土曜日：祝日を除く）
9時～17時（日曜日・祝日）
- ・休館日 12/29～1/3
- ・料金

多目的室	半面	210円/1時間	冷暖房使用料	210円/1時間
	全面	310円/1時間		310円/1時間
調理実習室		310円/1時間		210円/1時間

○利用者数

(単位：人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
多目的室等	16,829	8,126	8,004	13,119	14,721

(5) 三潞保健センター

○施設の概要

- ・開館 昭和60年4月1日
- ・延床面積 559.59 m²
- ・場所 三潞町玉満2779番地1
- ・構造 鉄筋コンクリート造2階建

○主な機能

- ・保健センター 栄養指導室、機能訓練室、診察室、運動指導室、健康増進室、
駐車場（総合支所と併用）

○施設利用時間

- ・利用時間 8時30分～17時
- ・休館日 土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3

○利用者数

(単位：人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
多目的室等	2,401	1,801	18,206	8,521	11,740

26. CKD（慢性腎臓病）啓発事業

事業名 CKD（慢性腎臓病）啓発事業（担当課 保健所 地域保健課）

事業開始年度	平成30年度		
6年度予算	2,259千円	前年度決算	1,065千円
補助率	—	根拠法令等	—

目的 市民が慢性腎臓病（CKD）の疾病概念及び予防方法を理解し、予防行動をとることができるよう啓発する。

事業内容

(1) 普及啓発事業

校区イベント等で、血圧測定・尿検査紙の配布等を行い、CKDへの理解や予防方法等について、周知を図る。

○実績

年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数	13回	—	1回	23回	41回
参加者数	946人	—	79人	1,067人	1,710人
知識習得者数	654人	—	57人	696人	1,364人

※新型コロナウイルスの影響により令和2年度は中止

(2) CKD健康教育

腎臓の働きやCKDの予防方法等に関する集団型の健康教育を実施する。

○実績

年度	R2	R3	R4	R5
実施回数	—	46回	56回	10回
参加者数	—	619人	797人	250人
知識習得者数	—	245人	604人	198人

※令和元年度より実施

※新型コロナウイルスの影響により令和2年度は中止

(3) その他の啓発活動

動画視聴及びアンケート回答により啓発を実施する。

○実績

年 度	R3	R4	R5
視聴数	179人	400人	1,617人
知識習得者数	102人	338人	1,272人

※令和3年度より開始

27. 後期高齢者保健事業

事業名 後期高齢者保健事業 (担当課 保健所 地域保健課)

事業開始年度	令和2年度		
6年度予算	4,881千円	前年度決算	467千円
負担割合	福岡県後期高齢者医療広域連合	根拠法令等	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律 等

目 的 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、後期高齢者の保健事業について福岡県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、市町村において75歳以上の高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、高齢者の健康寿命の延伸を図る。

事業内容

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 (広域連合からの委託)

①地域の健康課題の分析・分析に基づく事業の企画

医療・介護レセプト、健診結果等のデータ等の分析を行い、地域の健康課題の把握、事業の企画・分析・評価等を行う。

②ハイリスクアプローチ

低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防等を行うための訪問相談、適正受診等の促進のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対するアウトリーチ支援等を行う。対象者については毎年度の事業 実施後の検証結果を踏まえ、柔軟に対応する。

●生活習慣病重症化予防 (CKD対策)

●健康状態が不明な高齢者への支援

●低栄養予防

方 法 保健師等が医療受診勧奨を含む保健指導を行う。

○実績

年度	内容	実人数 (支援回数)
R2	生活習慣病重症化予防 (受診勧奨)	46人 (46回)
R3	生活習慣病重症化予防 (受診勧奨)	76人 (121回)
R4	生活習慣病重症化予防 (CKD対策)	7人 (9回)
	健康状態が不明な高齢者への支援	108人 (111回)
R5	生活習慣病重症化予防 (CKD対策)	12人 (25回)
	健康状態が不明な高齢者への支援	64人 (71回)
	低栄養	9人 (27回)

③ポピュレーションアプローチ

通いの場等において、高齢者に対して生活習慣病等の疾病・重症化予防やフレイル対策（運動・栄養・口腔等）などの健康相談や健康教育を実施する。その中で、後期高齢者の質問票を活用するなど、フレイル状態にある高齢者等を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に関する支援や健診や医療受診勧奨や介護サービスの利用勧奨を行う。

内 容 保健師等による健康教育・健康相談

対 象 75歳以上の高齢者を含む市内の団体やサロン等

○実績

年度	R2	R3	R4	R5
健康教育等実施回数（回）	35	33	97	207
健康教育等参加者数（人）	639	580	1,745	3,996
健康状態把握実施回数（回）	35	19	71	183
健康状態把握者数（人）	599	349	1,137	2,963

V. 医療費助成

1. 子ども医療費助成制度

事業名 子ども医療費助成制度（担当課 医療・年金課）

事業開始年度	昭和49年度		
6年度予算	1,133,355千円 (手数料は含まない)	前年度決算	1,154,740千円 (手数料は含まない)
補助率	県1/2	根拠法令等	久留米市子ども医療費の支給に関する条例

目的 子どもの療養に係る医療費の一部を支給することにより、子どもの保健を向上し、福祉の増進を図る。

事業内容 市内に住所を有する中学3年生までの子どもを養育する保護者に対し、医療費の一部を助成している。

※令和3年4月より中学生が県の助成対象となったことに伴い、中学生の通院分の自己負担限度を1月につき1,600円に変更。

※令和5年10月より、未就学児までの通院・入院と、小中学生の入院にかかる医療費の自己負担を無償化。

実施状況

(1) 受給者数

(単位：人・%)

区分	年度	R1			R2			R3			R4			R5		
		県補助	市独自	計	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計
国民健康保険		3,894	875	4,769	3,653	866	4,519	4,287	139	4,426	4,207	191	4,398	3,991	154	4,145
社会保険		28,381	8,071	36,452	28,190	8,302	36,492	33,704	2,502	36,206	33,104	2,670	35,774	32,659	2,723	35,382
計	受給者数	32,275	8,946	41,221	31,843	9,168	41,011	37,991	2,641	40,632	37,311	2,861	40,172	36,650	2,877	39,527
	対前年伸率	△ 0.6			△ 0.5			△ 0.9			△ 1.1			△ 1.6		

※「県補助」：令和2年度までは小学6年生、以降は中学3年生までが対象。 (各年度末現在)

※「市独自」：所得制限の緩和や対象年齢の拡大（令和2年度まで）、自己負担の軽減など、市独自で医療費を助成するもの。

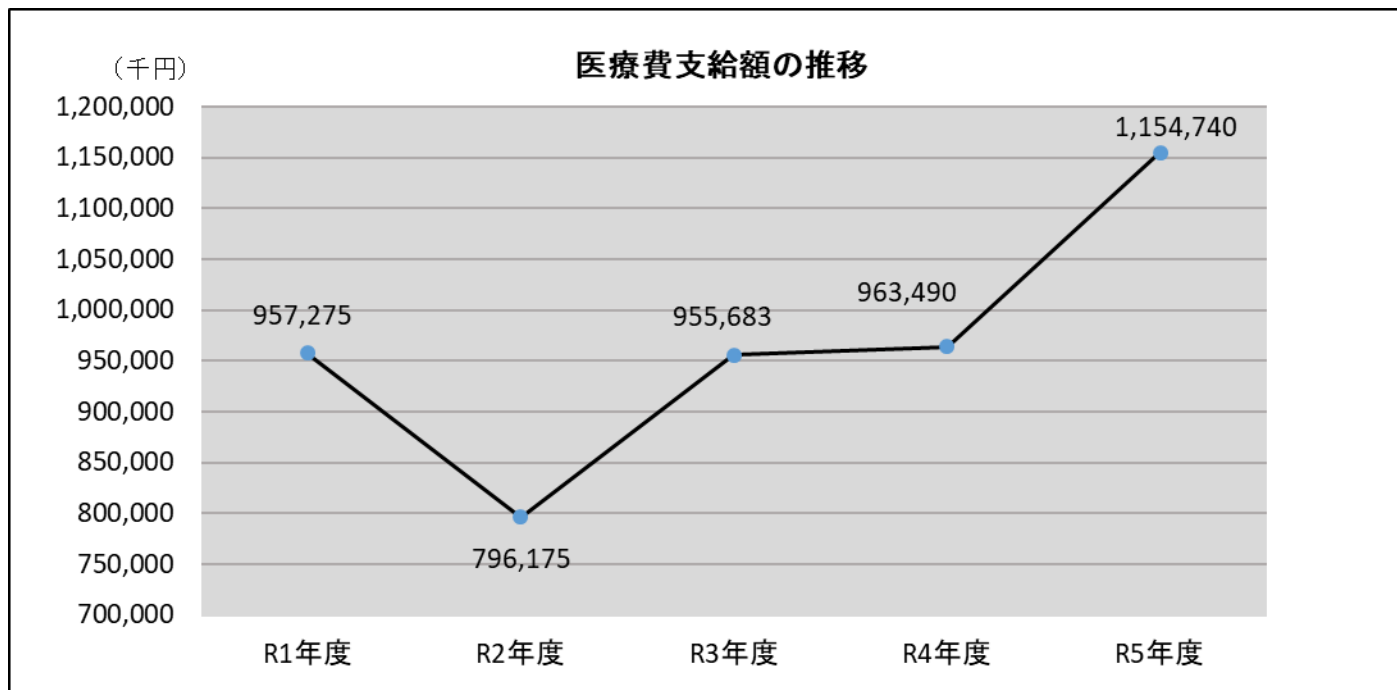
(2) 子ども医療費支給状況<補助率：県、17年度～1/2>

区分	年度	R1			R2			R3			R4			R5		
		県補助	市独自	計	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計	県補助	市独自	計
医科	件数(件)	233,618	36,208	269,826	177,534	26,303	203,837	210,078	25,296	235,374	230,379	25,298	255,677	263,833	34,641	298,474
	金額(千円)	495,400	77,069	572,469	387,175	67,019	454,194	514,151	53,773	567,924	533,785	51,182	584,967	601,171	88,367	689,538
歯科	件数(件)	45,171	8,649	53,820	44,802	7,985	52,787	52,893	7,286	60,179	51,993	7,382	59,375	53,420	7,626	61,046
	金額(千円)	90,973	20,579	111,552	92,205	21,227	113,432	108,294	20,109	128,403	104,168	19,669	123,837	106,592	23,672	130,264
調剤	件数(件)	193,870	29,932	223,802	148,590	23,832	172,422	178,136	12,304	190,440	183,427	9,937	193,364	233,428	14,891	248,319
	金額(千円)	215,177	46,625	261,802	174,975	41,991	216,966	221,004	20,936	241,940	221,453	15,251	236,704	290,796	23,606	314,402
その他	件数(件)	1,692	623	2,315	1,488	543	2,031	2,413	418	2,831	2,712	330	3,042	3,112	404	3,516
	金額(千円)	9,895	1,557	11,452	9,530	2,053	11,583	15,291	2,125	17,416	16,407	1,575	17,982	18,833	1,703	20,536
計	件数(件)	474,351	75,412	549,763	372,414	58,663	431,077	443,520	45,304	488,824	468,511	42,947	511,458	553,793	57,562	611,355
	金額(千円)	811,445	145,830	957,275	663,885	132,290	796,175	858,740	96,943	955,683	875,813	87,677	963,490	1,017,392	137,348	1,154,740
年度末受給者数(人)		41,221			41,011			40,632			40,172			39,527		
1人当たり支給額(円)		23,223			19,414			23,520			23,984			29,214		

※「市独自」とは：所得制限の緩和や対象年齢の拡大（令和2年度まで）、自己負担の軽減など、市独自で医療費を助成するもの。

※「1人当たり支給額」は、総支給額を年度末現在の受給者数で除したものの。

(3) 子ども医療費支給の推移



2. 重度障害者医療費助成制度

事業名 重度障害者医療費助成制度（担当課 医療・年金課）

事業開始年度	昭和49年度		
6年度予算	851,348千円 (手数料は含まない)	前年度決算	818,368千円 (手数料は含まない)
補助率	県1/2	根拠法令等	久留米市重度障害者医療費の支給に関する条例

目的 重度障害者療養に係る医療費の一部を支給することにより、重度障害者の保健を向上し、福祉の増進を図る。

事業内容 市内に住所を有する3歳以上（令和5年10月から小学生以上）65歳未満、または65歳以上で後期高齢者医療に加入している者で、次のいずれかの事項に該当する人に医療費の一部を助成している。

- ①身体障害者手帳の等級が1～2級の人
- ②知的障害の状態が知能指数35以下の人
- ③知的障害の状態が知能指数36以上50以下の人で身体障害者手帳の等級が3級の重複障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の人

※平成28年10月診療分より助成対象を「6歳就学後」から「3歳以上」へ拡大。

※令和5年10月から対象を小学生以上に変更し、小中学生の入院にかかる医療費の自己負担を無償化。

実施状況

(1) 受給者数

(単位：人・%)

区分	年度	R1			R2			R3			R4			R5		
		県補助	市単独 ※1	計	県補助	市単独 ※1	計	県補助	市単独 ※1	計	県補助	市単独 ※1	計	県補助	市単独 ※1	計
	国民健康保険	1,227	22	1,249	1,216	19	1,235	1,197	28	1,225	1,183	31	1,214	1,164	20	1,184
	社会保険	1,310	93	1,403	1,297	97	1,394	1,259	105	1,364	1,258	109	1,367	1,256	110	1,366
	後期高齢者	3,593	98	3,691	3,571	88	3,659	3,457	92	3,549	3,306	92	3,398	3,270	81	3,351
計	受給者数	6,130	213	6,343	6,084	204	6,288	5,913	225	6,138	5,747	232	5,979	5,690	211	5,901
	対前年伸率	△ 0.8			△ 0.9			△ 2.4			△ 2.6			△ 1.3		

※1 所得制限緩和分のみ

(各年度末現在)

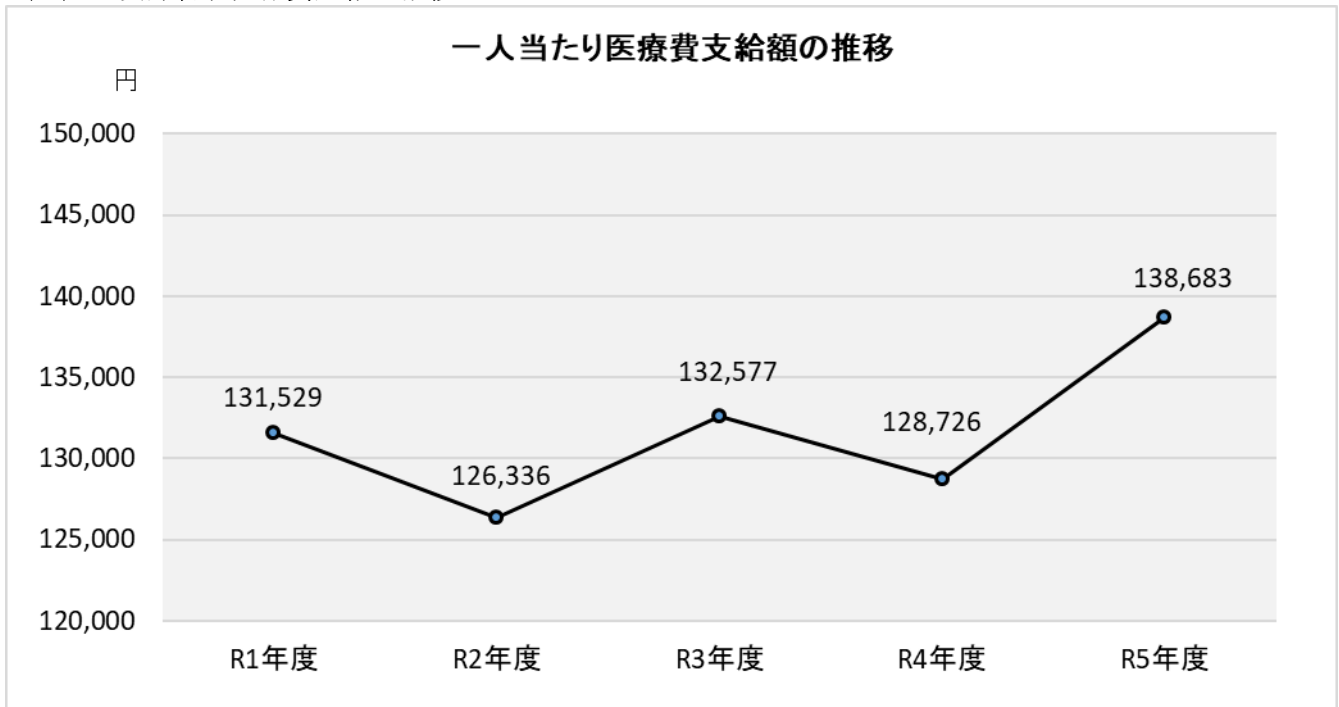
(2) 重度障害者医療費支給状況 <補助率：県、17年度～1／2>

区分	年度	R1			R2			R3			R4			R5		
		県補助	市単独※1	計	県補助	市単独※1	計	県補助	市単独※1	計	県補助	市単独※1	計	県補助	市単独※1	計
医科	件数(件)	(49,769)	(2,331)	(52,100)	(46,253)	(1,844)	(48,097)	(45,925)	(2,661)	(48,586)	(45,298)	(2,718)	(48,016)	(45,688)	(2,916)	(48,604)
	金額(千円)	81,963	4,080	86,043	76,264	3,401	79,665	76,915	3,380	80,295	76,132	3,842	79,974	77,697	3,939	81,636
歯科	件数(件)	(7,808)	(265)	(8,073)	(6,719)	(182)	(6,901)	(7,189)	(286)	(7,475)	(7,739)	(241)	(7,980)	(7,742)	(280)	(8,022)
	金額(千円)	15,187	595	15,782	12,833	461	13,294	13,832	579	14,411	13,973	630	14,603	14,916	701	15,617
調剤	件数(件)	(37,672)	(970)	(38,642)	(37,210)	(1,007)	(38,217)	(38,310)	(1,372)	(39,682)	(38,204)	(1,290)	(39,494)	(37,541)	(1,462)	(39,003)
	金額(千円)	56,264	1,833	58,097	54,923	1,794	56,717	57,317	2,006	59,323	57,317	2,190	59,507	57,747	2,294	60,041
その他	件数(件)	(2,805)	(94)	(2,899)	(2,584)	(103)	(2,687)	(2,605)	(145)	(2,750)	(2,461)	(117)	(2,578)	(2,528)	(139)	(2,667)
	金額(千円)	5,258	342	5,600	5,242	300	5,542	5,576	345	5,921	5,389	357	5,746	5,850	377	6,227
計	件数(件)	(98,054)	(3,660)	(101,714)	(92,766)	(3,136)	(95,902)	(94,029)	(4,464)	(98,493)	(93,702)	(4,366)	(98,068)	(93,499)	(4,797)	(98,296)
	金額(千円)	158,672	6,850	165,522	149,262	5,956	155,218	153,640	6,310	159,950	152,811	7,019	159,830	156,210	7,311	163,521
年度末受給者数(人)		(3,691)			(3,659)			(3,549)			(3,398)			(3,351)		
一人当たり支給額(円)		131,529			126,336			132,577			128,726			138,683		

()内は後期高齢者医療該当者にかかる医療費支給状況

※1 所得制限緩和分+入院日数緩和分

(3) 重度障害者医療費支給の推移



3. ひとり親家庭等医療費助成制度

事業名 ひとり親家庭等医療費助成制度 (担当課 医療・年金課)

事業開始年度	昭和58年度		
6年度予算	259,507千円 (手数料は含まない)	前年度決算	256,462千円 (手数料は含まない)
補助率	県1/2	根拠法令等	久留米市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

目的 ひとり親家庭の親（母または父）及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、ひとり親家庭の親及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図る。

事業内容 市内に住所を有する次のいずれかに該当する人に医療費の一部を助成している。(所得制限あり)

- ①18歳未満の児童を監護している母子家庭の母、およびその6歳就学後18歳未満の児童
- ②18歳未満の児童を監護している父子家庭の父、およびその6歳就学後18歳未満の児童
- ③父母のない6歳就学後18歳未満の児童

※ひとり親家庭とは、配偶者死別、離婚のほか、配偶者に一定の重度障害がある場合なども含む

※令和5年10月診療分から、小中学生の入院にかかる医療費の自己負担を無償化。

実施状況

(1) 受給者数

(単位：人・%)

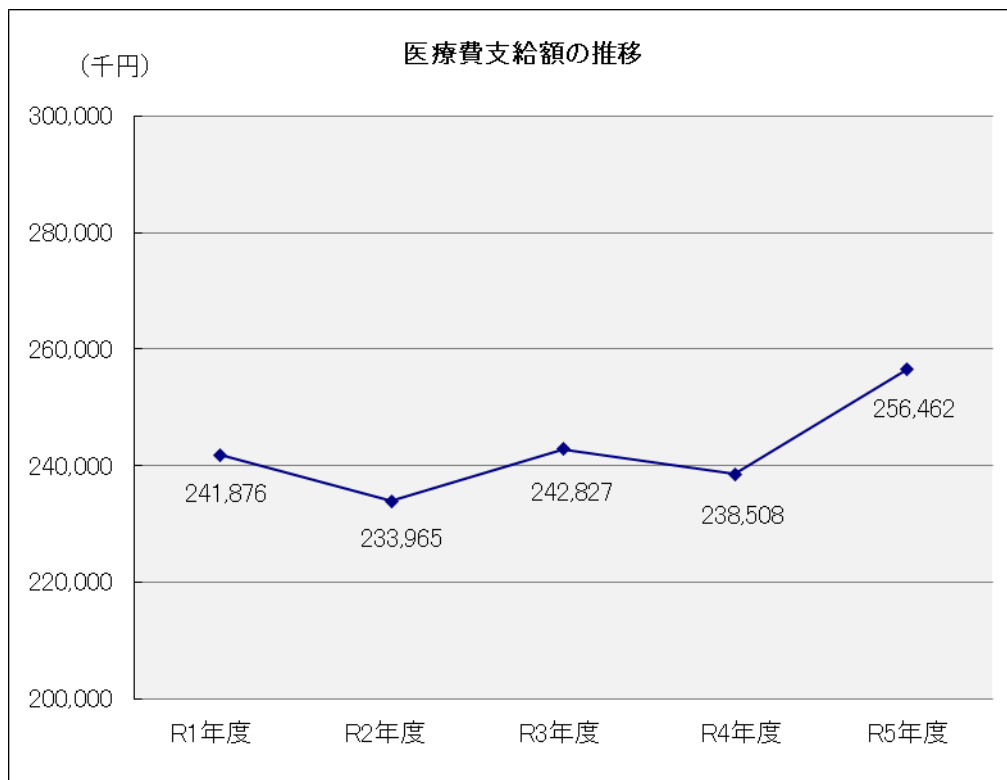
区分		年度	R1	R2	R3	R4	R5
母子家庭	母		3,131	3,006	2,957	2,896	2,849
	児童		3,693	3,029	2,509	3,639	3,591
	計		6,824	6,035	5,466	6,535	6,440
父子家庭	父		198	184	168	161	150
	児童		242	166	131	209	206
	計		440	350	299	370	356
父母のない児童			13	5	4	12	10
計	受給者数		7,277	6,390	5,769	6,917	6,806
	対前年伸率		△ 3.7	△ 12.2	△ 9.7	19.9	△ 1.6

(各年度末現在)

(2) ひとり親家庭等医療費支給状況 <補助率：県、17年度～1／2>

区分		年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
医科	件数(件)	39,678	34,449	36,479	38,484	40,567
	金額(千円)	129,597	120,036	123,432	121,100	129,947
歯科	件数(件)	10,103	10,359	11,161	10,504	10,793
	金額(千円)	36,786	41,525	44,033	39,950	41,072
調剤	件数(件)	28,851	25,542	27,308	27,918	31,923
	金額(千円)	66,762	63,469	65,606	67,502	73,185
その他	件数(件)	3,179	2,807	2,883	2,926	2,959
	金額(千円)	8,731	8,935	9,756	9,956	12,258
計	件数(件)	81,811	73,157	77,831	79,832	86,242
	金額(千円)	241,876	233,965	242,827	238,508	256,462
年度末受給者数(人)		7,277	6,390	5,769	6,917	6,806
一人当たり支給額(円)		33,238	36,614	42,092	34,481	37,682

(3) ひとり親家庭等医療費支給の推移



VI. 医療体制

1. 医師会等助成事業

事業名 医師会等助成事業 (担当課 医療・年金課)

事業開始年度	昭和 63 年度		
6 年度予算	3,521千円	前年度決算	3,506千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 久留米市内における地域医療の充実及び保健衛生、予防医学の向上に資することを目的として、久留米医師会及び久留米歯科医師会(平成23年度から)の活動に要する費用(「会議費」及び「事業費」)の一部について補助金を交付している。平成17年度からは、浮羽医師会、大川三瀬医師会に対して、予防接種協力事務に関する費用の一部について補助金を交付している。

2. 地域医療連携事業

(1) 事業名 地域医療連携推進事業 (担当課 医療・年金課)

事業開始年度	平成 24 年度		
6 年度予算	900千円	前年度決算	900千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 久留米地域において安全、安心で信頼される医療の提供及び高度な保健医療福祉社会を形成し、住民の健康増進に寄与することを目的として、くるめ診療情報ネットワーク協議会の活動に要する経費の一部について補助金を交付している。

実績

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6
参加施設数	275	278	289	298
登録患者数	18,309人	21,012人	22,957人	25,112人

(2) 事業名 久留米市ドクターカー運行事業 (担当課 医療・年金課)

事業開始年度	平成 28 年度 (平成 26 年度から試験運行)		
6 年度予算	17,576千円	前年度決算	17,140千円
補助率	—	根拠法令等	久留米市ドクターカー運行に関する協定書

目的 心肺停止等の重症患者の救命率向上及び後遺症の軽減、また、福岡県ドクターヘリの運航空白地域の解消のため、久留米広域消防本部が運用する救急車に久留米大学病院又は聖マリア病院の医師及び看護師が同乗し、救急現場や救急車内で必要な医療を施す体制の維持を図る。
なお、一般の救急車が搬送する重症患者を早期にドクターカーに受け渡すためのドッキング・ポイントとして、市内のコンビニエンスストアの協力をいただいている。

実績 出動要請数 令和3年度：175件 令和4年度：250件 令和5年度：254件
心肺停止患者の1か月後生存率(令和5年度) ドクターカー：32.0% 一般救急車8.9%
※令和2年5月から運行時間を8:45～17:30とし、同年11月から聖マリア病院が事業に参加。

3. 救急医療体制整備

事業名 救急医療体制整備 (担当課 医療・年金課)

事業開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・初期救急医療体制：昭和48年度、第二次救急医療体制：昭和52年度 ・歯科救急医療体制：昭和48年度 		
6年度予算	53,953千円	前年度決算	54,026千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

※初期救急医療体制事業については平成16年度より、第二次救急医療体制事業については平成17年度より補助制度が廃止され、一般財源のみとなっている。

目的 休日等または夜間において、急病人やけが人が、必要かつ適切な治療を受けることができる救急医療体制を整備するため、市では医師会及び歯科医師会への委託による在宅当番医制(初期救急医療)、医師会への補助による病院群輪番制(第二次救急医療)により実施している。

事業内容

(1) 初期救急医療体制

休日等の急な病気やけが等による救急患者に対応するため、医師会や歯科医師会への委託により、在宅当番医制を実施している。

○医 科

久留米市においては、他地区に先駆けて昭和48年度から開始し、昭和58年度までは、久留米地域救急医療協議会への補助として、昭和59年度以降は久留米医師会への委託による在宅当番医制により実施した。平成17年2月の合併以降は、久留米医師会・浮羽医師会・小郡三井医師会・大川三瀬医師会への委託による在宅当番医制により体制を整備している。

- ・実施状況…医師会会員による在宅当番制
- ・診 察 日…休日等(日・祝休日・年末年始)
- ・診療科目…内科、外科、小児科、産婦人科、*眼科・耳鼻科
(*眼科・耳鼻科については、広域で実施)

○歯 科

昭和48年度から久留米歯科医師会に対する補助事業として開始し、現在は委託による歯科在宅当番医制により実施している。

- ・実施状況…歯科医師会会員による在宅当番制
- ・診察日時…休日等(日・祝休日・年末年始)10時00分～17時00分
- ・診療個所…市内1か所(ただし、年末年始及びゴールデンウィークは2施設)

(2) 第二次救急医療体制

休日等、夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保するために、県下を16地区に分け、それぞれの地区内で医療機関が輪番によって実施している。

平成17年2月の合併以降、久留米地区病院群輪番制と大川三瀬・柳川山門地区病院群輪番制の2つの体制を整備している。

参 考

(1) 第三次救急医療体制

知事の要請を受けた病院の開設者が整備し、初期救急医療機関、第二次救急医療機関、及び救急患者の搬送機関との連携を保ち、重篤患者の医療を24時間体制で確保するものである。

脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等の重篤患者が対象であるため、脳神経外科、循環器科等の医療従事者を配し、救急医療の実施に必要な医療機器及びCCU（冠疾患集中治療室）等の専用病床を有する。

県下を4ブロックに分け、以下の通り整備されている。

北九州地区	北九州市立八幡病院救命救急センター 北九州総合病院救命救急センター
福岡地区	済生会福岡総合病院救命救急センター 福岡大学病院救命救急センター 九州大学病院救命救急センター 福岡東医療センター地域救命救急センター 九州医療センター救命救急センター
筑後地区	久留米大学病院高度救命救急センター 聖マリア病院救命救急センター
筑豊地区	飯塚病院救命救急センター

(2) 救急告示医療機関（消防法に基づき救急病院の告示をなされた医療機関）

久留米市における救急告示医療機関は次のとおり。

1	楠病院	日吉町
2	新古賀病院	天神町
3	聖マリア病院	津福本町
4	弥永協立病院	六ツ門町
5	内藤病院	西町
6	久留米総合病院	櫛原町
7	神代病院	北野町
8	田主丸中央病院	田主丸町
9	富田病院	城島町
10	安本病院	三猪町

(令和6年4月1日現在)

4. 小児救急医療事業

事業名 小児救急医療事業 (担当課 医療・年金課)

事業開始年度	平成 18 年度		
6 年度予算	17,894千円	前年度決算	17,630千円
補助率	—	根拠法令等	—

目的 夜間(準夜帯)の小児救急医療について、地域全体で支援することにより、診療体制を安定かつ充実させ、子どもを安心して生み育てることができる社会づくりに資することを目的とする。
平成28年度からは、久留米広域小児救急センターの安定的運営に不可欠な「小児科医の確保」を目的として「小児科医研修事業」を実施している。

事業内容 久留米広域市町村圏事務組合が実施する、久留米広域小児救急医療支援事業についての構成市の負担金。

参考 久留米広域小児救急医療支援事業の概要

- (1) 事業開始 平成18年 4 月 1 日
- (2) 事業主体 久留米広域市町村圏事務組合
(構成市町：久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町)
- (3) 運営主体 久留米医師会
- (4) 診療体制 筑後地域などの医師会の開業医、久留米大学病院、久留米大学医療センター、聖マリア病院の小児科医が毎日交代で診療を行う。
- (5) 実施場所 久留米広域小児救急センター (聖マリア病院 地域医療支援棟 1 階)
- (6) 診療日時 通年 19時00分～23時00分
- (7) 実績

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
年間利用者数	6,548人	2,877人	3,659人	3,823人	4,874人
平均待ち時間	20分	14分	21分	20分	22分

5. 救急の日広報事業

事業名 救急の日広報事業 (担当課 保健所 総務医薬課)

事業開始年度	平成10年度		
6年度予算	300千円	前年度決算	96千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 国が定める救急医療週間に呼応して救急医療週間啓発事業を実施することにより、救急医療に対する市民の正しい理解を深めるとともに医療関係者の意識の高揚を図る。

事業内容

(1) 旧久留米市地域では、「久留米市救急医療週間啓発事業実行委員会」を組織し、年1回救急医療週間に合わせて啓発事業を実施している。

○実行委員会構成 久留米医師会 久留米広域消防本部 久留米市

年度	啓発内容
令和元年度 (9月9日)	・街頭啓発キャンペーンの実施。心肺蘇生法の実技指導、啓発物品配布、血圧測定(久留米ゆめタウン店内) ・広報活動(ポスター、懸垂幕)
令和2年度	・広報活動(ポスター、懸垂幕) ※街頭啓発キャンペーンは新型コロナウイルスの影響により中止
令和3年度	・広報活動(ポスター、懸垂幕) ※街頭啓発キャンペーンは新型コロナウイルスの影響により中止
令和4年度	・広報活動(ポスター、懸垂幕) ・救急医療啓発動画作成(市公式YouTubeチャンネルに掲載) ※街頭啓発キャンペーンは新型コロナウイルスの影響により中止
令和5年度	・広報活動(ポスター、懸垂幕) ・救急医療啓発動画広報(市公式YouTubeチャンネルに掲載、市公式LINE、市公式HP) ※街頭啓発キャンペーンは新型コロナウイルスの影響により中止

(2) 旧田主丸地域では、「浮羽地域救急災害医療協議会」を組織し、浮羽医師会等と協力して、啓発事業を実施している。

年度	啓発内容
令和元年度	・普通救命講習会、啓発物品配布(マックスバリュ田主丸店、Aコープ田主丸店) ・広報活動(懸垂幕)
令和2年度	・広報活動(懸垂幕) その他は、新型コロナウイルスの影響により中止
令和3年度	・広報活動(懸垂幕) その他は、新型コロナウイルスの影響により中止
令和4年度	・広報活動(懸垂幕) その他は、新型コロナウイルスの影響により中止
令和5年度	・広報活動(懸垂幕) その他は、新型コロナウイルスの影響により中止

(3) 旧北野町地域では、「小郡三井健康危機管理対策協議会」を組織し、小郡三井医師会等と協力して、啓発事業を実施している。令和5年度に協議会解散して活動終了。

年度	啓発内容
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント等における啓発（小郡市あすてらすフェスタ 10/27） ・ 啓発物品配布（小郡市、久留米市北野町、大刀洗町）
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発物品配布（小郡市、久留米市北野町、大刀洗町） その他は、新型コロナウイルスの影響により中止
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発物品配布（小郡市、久留米市北野町、大刀洗町） ・ 管内の主要鉄道駅掲示板へのポスター掲出による啓発
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発物品配布（小郡市、久留米市北野町、大刀洗町）
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会則廃止に伴う協議会解散 （理由） 康危機管理への取り組みについて福岡県北筑後保健所運営協議会地域医療部会の所管と重複しており協議の結果協議会側の存続必要性がないと判断したため

(4) 旧城島町・三潴町地域では、「救急の日」協議会を組織し、大川三潴医師会等と協力して、啓発事業を実施している。

年度	啓発内容
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心肺蘇生法講習会（大川中学校 9/5、三潴中学校 9/12） ・ MC症例検討会（9/12） ・ 啓発物品配布
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発物品配布 その他は、新型コロナウイルスの影響により中止
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心肺蘇生法講習会（大川市内中学校 10月以降DVDによる講義、三潴中学校 11/12、城島中学校 11/16） ・ 啓発物品配布 ・ 広報活動（懸垂幕）
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心肺蘇生法講習会（大川市内中学校 10月以降DVDによる講義、大川桐英中学校 11/9、三潴中学校 11/21、城島中学校 12/14） ・ 啓発物品配布 ・ 広報活動（懸垂幕）
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心肺蘇生法講習会（大木中学校 9/14、三潴中学校 11/20、城島中学校 11/21 大川桐英中学校11/24、大川桐薫中学校12/5） ・ 啓発物品配布 ・ 広報活動（懸垂幕）

Ⅶ. その他

1. 保健所運営協議会

事業名 保健所運営協議会（担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市移譲事務）		
6 年度予算	101千円	前年度決算	81千円
補助率	—	根拠法令等	地域保健法 久留米市保健所運営協議会条例

目的 地域保健法第11条に基づき、条例で定めるところにより、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するもの。

事業内容 ○協議会が所掌する事務

久留米市保健所管内の地域保健及び保健所の運営に関すること。

○組織

関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認めるものうちから、委員20名以内で組織する。

※令和5年度の状況 委員20名

- ・医療関係団体 9名
- ・公衆衛生関係団体 4名
- ・管内医療施設 2名
- ・市民公募 2名
- ・関係行政機関 3名

○委員の任期

2年間

2. 厚生統計調査事業

事業名 厚生統計調査事業（担当課 保健所 総務医薬課、健康推進課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市移譲事務）		
6 年度予算	2,821千円	前年度決算	946千円
補助率	—	根拠法令等	統計法等

目的 保健衛生行政の施策推進のための基礎資料を得るため、統計法及び人口動態調査令等に基づき、厚生統計調査を行う。

事業内容 各種統計調査に基づく事務の実施

実施する調査一覧及び令和5年度に実施した調査

統計調査の名称	根拠法令等	調査時期	R5 年度 実施調査	調査の目的
人口動態調査	統計法 人口動態調査令	毎月	○	人口動態事象を計量的に把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。
衛生行政報告例	地方自治法	毎年	○	衛生行政の実態を数量的に把握し、行政運営のための基礎資料を得る。
地域保健・健康増進事業報告	地域保健法 健康増進法	毎年	○	地域住民への保健施策の実施状況を把握して、地域保健対策の効率・効果的な推進のための基礎資料を得る。
医療施設動態調査	統計法 医療施設調査規則	毎月	○	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

医療施設静態調査	統計法 医療施設調査規則	3年毎	-	医療施設の分布及び整備の実情を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
患者調査	統計法 患者調査規則	3年毎	-	医療施設を利用する患者について、傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
受療行動調査	統計情報部長名実施通知	3年毎	-	医療施設を利用する患者について、医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
病院報告（患者票・従事者票）	医療法 医療法施行令	毎月、毎年	○	病院及び療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
医師・歯科医師・薬剤師調査	医師法 歯科医師法 薬剤師法	2年毎	○	医師・歯科医師・薬剤師の全数について、従事場所等の分布を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
国民生活基礎調査	統計法 国民生活基礎調査規則	毎年	○	国民の保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項を把握し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得る。
保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届	保健師助産師看護師法	2年毎	○	保健師、助産師、看護師及び准看護師の就業場所や就業者数を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
国民健康・栄養調査	健康増進法	毎年	○	国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。
歯科疾患実態調査	厚生労働省医政局長実施通知	5年毎	-	国民の歯科保健状況を把握し、歯科保健医療対策の推進のための基礎資料を得る。
乳幼児栄養調査	統計法	10年毎	-	乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を調査し、授乳・離乳の支援、乳幼児の食生活の改善のための基礎資料を得る。